今月の窓

高齢化問題への対応と農協

ある会合の後，メンバーが顔見知り同士という気安さもあって，さまざまな話に花が咲いた。立場上ストレートにはものが言いにくいという方もおられたが，内輪の会合ということもあり，農業や農協について率直な意見を出しておられた。

その場での話題の中心を固く言えば，農村の構造が確実に変化しているということであった。その現象を典型的に示すものとして指摘されたのが，年齢別の人口構成の変化である。人口についての統計は，人が毎年１歳年齢を重ねていくということもあって，将来を見通す上で有力な手掛かりを提供してくれる。

話題になった第一の点は，農村部の65歳以上の高齢者の実数がまもなくピークを迎え減少に転ずることが確実だ，ということであった。農村部の高齢化は都市部のそれに比べて約20年先を行っているといわれており，その状況はかつて本誌でも取り上げた。皮肉ではないが，その意味で農村部の動きは都市部のそれを先取りするという側面をもつ。

しかし，高齢化の問題はこれだけではない。話題になったもう一つの点がそれを示している。それは，高齢者の実数が減少しても農村部の高齢者比率は上昇する，ということである。これは高齢者の減少を上回るペースで若い層が減る結果として生じるものである。「単純にいえば，30歳代以下の層の人数が，１農協当たり約１千人しかいなくなる。農協はそのことを考えて，組織や事業の方向を考えているのか」というのが，ある先生の指摘であった。このような変化は，毎年，少しずつ生じるものであるため，目に付きにくいものではあるが，確実に起こることは否定できない。

ところで，農協や連合組織を含めた系統全体でも，高齢化問題は優先度の高い取組課題であるとされている。現に，これまでの農協大会においても，組織をあげて取り組むという決議がなされているし，この10月に行われる今世紀最後の大会でも取り上げられる予定である。加えて今回の大会議案をみると，これまでともすると掛け声のみという批判があったためか，具体的に取り組むという考え方が強調されている。しかし，実際の取り組みは，それぞれの事業や活動として行われることが想定されている。

農協は総合事業体であることが特徴のひとつであるといわれ，総合力の発揮が課題であるといわれて久しい。高齢者問題への取り組みについてもまた同様の指摘がなされている。とすれば，21世紀初頭の最大の課題はこれをどのように具体化できるのかであり，その点で改めて農協の役割が問われるのは確実と思われる。

そこで，本号では，高齢化に伴う農協の組織基盤の変化を視野に入れ，それ自体が総合的な取り組みを必要とするリバース・モーゲージや組合運営の財務的な基礎である出資金問題を取り上げ，具体的取組方向を探ってみた。

（(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長　田中久義・たなかひさよし）

農林金融　第53巻　第9号〈通巻655号〉

目　次

今月のテーマ

高齢化に対応する農協の組織・事業

今月の窓　　㈱農林中金総合研究所取締役調査第一部長　田中久義

新たな総合性発揮のために

リバース・モーゲージと農協
田中久義 —— 2

協同組合である農協の自己資本増強の特徴

農協の自己資本と出資金
斉藤由理子 —— 15

法人経営を中心として

大規模農業経営体の特質と資金利用をめぐる問題
(財)農村金融研究会主任研究員　坂内　久 —— 34

談話室

北海道で思ったこと
地方競馬全国協会会長　甕　滋 —— 32

統計資料 —— 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

リバース・モーゲージと農協

―― 新たな総合性発揮のために ――

〔要　　旨〕

1．このところ，官民を問わずリバース・モーゲージについての関心が高まっている。その背景には，わが国における急速な高齢化の進展があり，その対応策の一つとしてリバース・モーゲージが有効との考えがある。

2．リバース・モーゲージは，住宅ローンのようなフォワード・モーゲージとは対照的な仕組みであり，借入者が存命中継続して借入を行い，死亡時に全額一括して返済するのが基本である。これを利用することにより，高齢住宅所有者が住み慣れた住宅に住み続けながら，その資産価値を現金化することにより，生活の安定を図ることができる。

3．海外の事例で注目されるのは，アメリカで実施されている公的なプログラムである住宅資産転換モーゲージである。このプログラムはリバース・モーゲージの普及を図るためのテスト・プログラムであり，その成功が他の商品開発への刺激となっている。

4．わが国では，武蔵野市における取り組みを皮切りとして，地方公共団体を主体とした取り組みが続けられているが，その利用は低調である。その理由は，子孫に美田を残すという考え方が依然として強いなどの借入者側の事情や，不動産とくに中古市場が未発達であること等があげられている。

5．リバース・モーゲージは，都市部よりも高齢化が進展しているといわれる農村部においてもニーズは高いものとみられるとともに，金融，共済，資産管理等を総合的に行っている農協にとって取り組みやすい事業である。

6．ある事業が他の事業を活用するという形で総合性を発揮するというこれまでの取り組みもさることながら，そもそも総合性を備えている商品であるリバース・モーゲージを取り扱うことによって総合事業性を活用することは，地域の中核としての役割発揮を求められる農協にとって，重要な方向と思われる。

目　次

はじめに
１．リバース・モーゲージとは
２．リバース・モーゲージの枠組みと役割
（1）　基本的枠組み
（2）　リバース・モーゲージが抱えるリスク
３．期待される役割
（1）　高齢者対策として
（2）　土地などの流動化
４．内外の事例
（1）　アメリカのリバース・モーゲージ
（2）　わが国のリバース・モーゲージ
（3）　民間の取り組み
５．農協事業とリバース・モーゲージ
（1）　利用者のニーズ
（2）　体制上の可能性
おわりに

はじめに

このところリバース・モーゲージに取り組む必要があるとの気運が高まり，具体化に向けた検討がすすめられている。多くの場合，そのねらいは今後のわが国の社会構造の最大の変化といわれる高齢化問題への対応にある。例えば，リバース・モーゲージに年金を補完する役割を期待している場合がそれである。

高齢者対策については，農協系統としても昭和60年の第17回全国農協大会における「農協生活活動基本方針」を決議し，①元気な高齢者に対する健康の維持増進・いきがいなどの生活充実活動と，②介護を必要とする高齢者に対する生活援助活動に取り組んでいる。このような取り組みは，現状では運動という色彩が強く，今後，事業としての性格を強めていくとみられる。

この分野は高齢者の生活というさまざまな要素が複合しているため，総合的な取り組みが求められる。そこで本稿では，リバース・モーゲージの仕組みを解説するとともに，農協らしい高齢者向け取り組み策としての可能性について検討してみたい。

１．リバース・モーゲージとは

リバース・モーゲージとは，所有する住宅（ストック）に住み続けながら，その住宅の資産としての価値を現金（フロー）化する仕組みである。わが国では「逆抵当融資」「持ち家転換年金タイプの融資制度」「住宅担保年金」「持家担保年金」等々さまざまな言葉がこれにあてられている。

リバース・モーゲージはフォワード・モーゲージ（抵当融資）に対する概念であり，両者は貸付期間と残高とが逆の関係になる。それを概念的に示したのが次の図である。

フォワード･モーゲージとリバース･モーゲージの概念

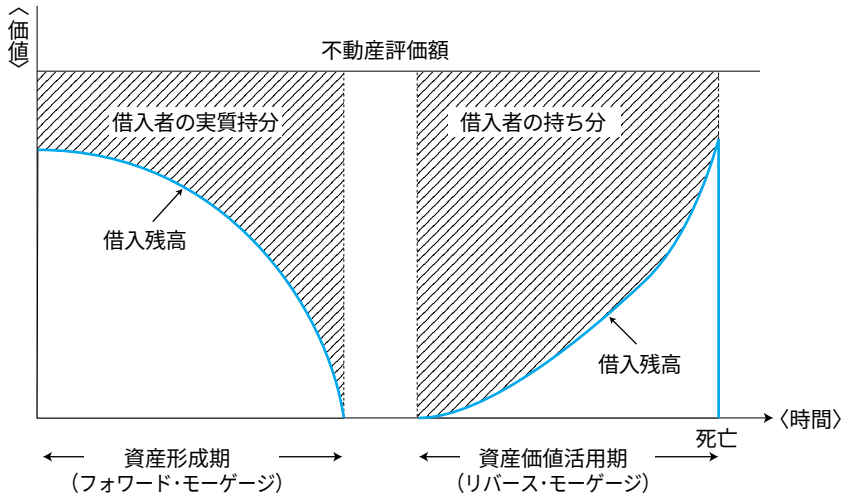

ａ．フォワード・モーゲージ

図の左半分に示したのがフォワード・モーゲージの概念であり，その典型は住宅ローンである。住宅ローンは土地や建物等の不動産を購入するための借入であり，購入時に必要額全額を借り入れ，それを一定期間にわたって分割返済していく。この場合，借入残高と期間との間には，時間が経過すればするほど借入残高が減少するという関係がある。逆にいえば，時間の経過とともに借入者の実質持ち分が増加していくという関係である。従って，借入者からみれば，住宅ローンは資産を形成するための借入という役割を果たしていると考えることができる。

ｂ．リバース・モーゲージ

これに対して図の右半分に示したリバース・モーゲージは，期間中に返済されることはなく借入残高は増加するだけである。返済されるのは，借入者の死亡時など契約満了の要件に該当した場合であり，その時点で担保不動産の処分代金等によって一括返済される。このように，リバース・モーゲージは，時間が経過するにつれて借入残高が増加し，契約満了の時点で残高がゼロになる形である。この点がフォワード・モーゲージとは「逆」になっているため，リバースという言葉が使われている。

リバース・モーゲージは毎月一定額を分割して借り入れることができるため，借入金ではあるが年金に近い性格を持つことになる。

このように，住宅ローンの返済を終えるなどにより資産の形成ができた者が，その資産価値を少しずつ取り崩すことにより，自らの生活の水準を維持することができる点がリバース・モーゲージの役割であるといえよう。このベースには，自らがつくりあげた資産は自らが使うという考え方，言い換えれば「子孫に美田は残さない」という考え方がある。

２．リバース・モーゲージの枠組みと役割

(1)　基本的枠組み

ａ．利用者

リバース・モーゲージの利用者は，一定年齢以上で，自己所有住宅に居住し，今後ともその住宅に住み続けたいと考えている者である。「一定の年齢」は，これまでに収集した内外の事例では62歳であり，その年齢は公的年金の支給開始年齢や生活に必要な金額等を勘案してモデルが決められることが多い。なお，借入者に配偶者がいる場合には，連帯債務者となることが求められるのが通常である。

また，リバース・モーゲージは居住している住宅を担保とすることが前提とされるため，その住宅には担保権が全く設定されていないか，または設定されていても被担保債権の残高がわずかであることが求められる。

さらに住宅の種類については，１戸建て住宅が対象となることは共通しているが，マンション等は対象外とするケースもある。これは，担保評価や処分の難易度を反映したものとみられる。

ｂ．条件等

借入可能額は，借入者の年齢(それによって決まる借入期間)，担保物件の評価額，適用される利率により算定される。このうち借入期間は，契約上最終年齢を100歳とすることが一般的であるため，結果的には38年間が最長となる。

借入方法は，年金と同様に毎月あるいは３か月ごとの分割借入を認めるものが多い。金融機関からみた貸付形式は，証書貸付の分割実行が多く，なかには当座貸越を利用するものもある。金利については，固定金利もあるが，変動金利を採用するケースが多い。返済は契約満了時の一括返済が基本であり，担保住宅の処分代金か，相続人が債務を承継して返済することとなる。

なお，超長期の貸付金となることによるリスクを回避するための保険が開発されつつある。

(2)　リバース・モーゲージが抱えるリスク

融資機関からみれば，長期の不動産担保貸付には不動産価格の変動などによる担保割れリスクがある。リバース・モーゲージのリスクも同様であり，具体的には不動産価格の下落，金利の上昇，そして借入者の長生きが三大リスクであるといわれている。

ａ．不動産価格変動によるリスク

第一は，担保提供された住宅等の価値が下落し，その結果として担保割れが発生するリスクである。建物それ自体が劣化することが避けられないうえ，土地の価格変動も避けられず，かつそれは全国的に生じることが多い。そのため，設定されたリバース・モーゲージがおしなべて担保割れと

なってしまう可能性がある。

これを回避するためには，これまでの不動産担保融資で使われてきた手法である「担保掛け目」の設定のほか，一定期間（例えば10年）ごとの契約更新と担保の再評価，さらには保証または保険によるリスク・ヘッジが必要となる。また，時価による処分が容易に行うことができる中古住宅の取引市場が整備されていることも，間接的なヘッジ手段となる。

b．金利変動によるリスク

第二は，金利の上昇によって貸付金額がふくらみ，その結果不動産価格が変化していなくても担保割れが生じる可能性がある。リバース・モーゲージでは，契約時の利率と期間等により毎月の貸付額が算出・決定される。これに基づく貸付を固定利率で行えば金融機関のリスクが大きいため，変動金利制をとることが多い。これに加えて最終一括弁済であるため，金利が上昇すればするほど利息の増加によって借入金額が膨らみ，その結果として担保割れとなる可能性が高まる。

この回避策としては，完全な変動金利制の採用があるが，借入者の立場からみれば，金利上昇により貴重な資産価値が支払利息に消えることとなり，老後の生活の安定という本来のねらいから外れる結果をもたらす。従って，変動幅の歯止めとして，ある程度のキャップ，あるいはフロアを設ける必要があり，保険以外には有効なヘッジ手段がないといわれている。

c．長命によるリスク

第三が，契約時に通常想定される100歳を超えて借入者が長生きをした場合である。リバース・モーゲージは，借入者が死亡したときに担保不動産の売却によって回収するのが基本である。そのため，契約上の最終年齢以上に借入者が長生きした場合にも貸付を継続せざるをえないといわれる。なぜなら，借入者が存命中に契約どおりに担保処分を行って資金を回収すれば，その金融機関が非人道的という批判を受けかねないからである。そのために当初の想定以上に貸付額が増加し，担保割れとなる可能性がある。

このリスクを回避する手段としては，保証や保険の活用が考えられるが，このような保険を利用するということは，100歳までという最長年齢制限をなくすことにもつながる。

３．期待される役割

リバース・モーゲージへの取り組みの必要性については，いくつかの公的な審議会が提言を取りまとめている。それを大きく分けると，高齢者対応の視点からのもの，そして土地政策のそれからのものがある。

(1)　高齢者対策として

高齢者対応の視点にたつものとしては，例えば自由民主党の総合政策研究所が11年３月に公表した「年金制度のあり方」や，年金福祉事業団が本年３月にとりまとめた

住宅資金活用年金（年金リバース・モーゲージ）制度研究会報告書などがある。これらに共通しているのは，それぞれのタイトルに示されるように，リバース・モーゲージを，年金あるいはその補完商品とみている点である。

後述するように，現在とり扱われている，リバース・モーゲージは公的年金を補完するとともに，高齢者福祉サービスと組み合わせているものが多く，これが，リバース・モーゲージに期待されている第一の役割である。

(2) 土地などの流動化

つぎに，土地政策の視点にたつものとしては，例えば平成８年11月に土地政策審議会が内閣総理大臣に対して答申した「今後の土地政策のあり方について」，そしてこれを踏まえて同９年２月に閣議決定された「新総合土地政策推進要領――地価抑制から土地の有効利用への転換」がある。

このなかでは，住宅ストックの有効活用策として「高齢者が保有する住宅ストックを活用し，高齢者の居住の安定を図るため，住居時における家賃の一時支払い方式を活用してシニア住宅の供給を推進するとともに，リバース・モーゲージ制度について検討を進める」と明記されている。

これは，シニア住宅という点を強調してはいるが，リバース・モーゲージ完了時に担保不動産が処分されること，つまり不動産取引が発生することを前提にしている。すなわちリバース・モーゲージによって不動産が回転し，それによる不動産市場の育成をはかることもひとつのねらいとみられる。その意味でリバース・モーゲージは，単に高齢者福祉の観点だけでなく，国民経済上有効な土地政策のひとつと考えることができる。

４．内外の事例

(1) アメリカのリバース・モーゲージ

リバース・モーゲージの起源は，1929年の世界大恐慌の影響が残っているイギリスにおいて始まったHome Equity Reversionと呼ばれる個人間の契約制度にさかのぼり，これがアメリカに影響を与え，リバース・モーゲージにつながっているという（参考文献５，P.326）。

また，同様の効果をもつ制度はそれ以外の国にもあるといわれるが，以下では，公的なサイトで情報入手が容易なアメリカの例に絞って紹介することにしたい。

アメリカにおけるリバース・モーゲージは，利用対象層によって大きく３種に分けられる。

ひとつは低所得・低資産層を対象として政府が主導する住宅資産転換モーゲージ・プログラム（Home Equity Conversion Mortgage Program，以下「HECM」という）である。プログラムの名が示すとおり，HECMは公的な色彩が強い。その対局にあるのが高額資産保有層向けの民間商品であり，銀行を中心とする民間機関の融資商品である。また，これらの中間に位置するものと

して半官半民の連邦抵当金庫が提供している商品である「ホーム・キーパー（Home keeper）」がある。

これらのなかでテストケースとして注目を集めているのがHECMであり，以下ではその概要を紹介することにしたい。

HECMは，連邦政府機関である住宅都市開発省（以下「HUD」という）が，1987年から推進している実験プログラムである。当初は，1991年に終了の予定であったが，何度か延長され，現在のところ2000年９月まで新規契約の受付が継続されている。HECM取扱機関は，HUDの保険付ローンの取扱いを認められている銀行，モーゲージ会社および貯蓄貸付組合である。

1996年度にHECMプログラムは，369百万ﾄﾞﾙ相当，3,604件に適用された。1996年９月30日以降，約16,000件のHECMローンが実行されている。

ａ．制度の概要

HECMは，高齢住宅所有者がそれまでに築き上げた資産価値の一定部分を利用しながら，その住宅に住み続けることができるようにすることを目的としている。具体的には，高齢住宅所有者が保険付リバース・モーゲージ，つまり資産を収入に転換する不動産抵当付融資を受けることができる。

また，HECMの利用にあたっては，HUDの認定を受けたカウンセリング業者による無料のカウンセリングを受ける必要があること，そして融資機関のリスクを軽減するため，HUD内にある連邦住宅局（Federal Housing Administration ：FHA）がHECMローンについての保険を引き受けていることが，制度上の特徴である。

①借入者

借入者は，つぎの三つの条件を満たすものである。それは，まず年齢が62歳以上であること，つぎに住宅についての抵当借入残高が非常に少ないか，その住宅が抵当に入っていない状態で所有していること，そしてHUDが認定したカウンセリングを受けていること，である。

②担保にできる資産

担保適格性のある資産は，現に居住する住宅でなければならない。具体的には，単一家族住宅，借入者が居住している共同住宅，移動住宅，FHAが承認した分譲マンション等が認められている。

③借入可能額と金利

HECMにより借り入れることができる総額は最大クレーム金額と呼ばれ，所有者の年齢，利率，そして住宅の価値を要素として算出される。例えば，最近の利率でのローンを基本にすれば，65歳の人は住宅の価値の26％まで，75歳の人は39％まで，85歳の人は56％まで借り入れることができる。

金利は変動金利であり，利率の調整は２％キャップで毎月行われるとともに，ローン期間中の上昇・下降幅は10％までとされている。

④借入方法

借入者は，終身分割，確定期間分割，一括および一括と前二方法の組み合わせ，という五つの借入方法から一つを選択する。

なお，借入者は，モアゲージ残高を上回る売却額を確保できれば，借入方式にかかわらずいつでもそれを売却し，転居することができる。この時点でHECMは終了する。

⑤ 資金使途

資金使途は，借入者の生活を維持・向上するためであれば問われない。また，抵当住宅の補修・修繕費に充てることもできるほか，ローン組成費用のうちの1,800ドルまで，住宅の評価・検査費用，そしてつぎに述べるモーゲージ保険の前払保険料など借入時の諸費用に充てることができる。

⑥モーゲージ保険

モーゲージ残高が担保財産の価値を越えても，借入者はモーゲージを返済するために住宅を売却させられることはない。また，返済時にローン残高が資産価値を越えていても，借入者やその相続人は資産価値を越えて支払う義務はない。それは，FHAの保険が融資機関に対するすべての債務を対象としているからである。

FHAは，借入者から２種類のモーゲージ保険料を徴収する。ひとつは前払保険料であり，住宅価値の２％である。もうひとつは月払保険料であり，これはモーゲージ残高の年0.5%を月割りしたものである。

HECMがテスト・プログラムである理由の一つが，保険料水準がリスクをカバーするのに十分なものであるかどうかを検証することにあったとされている。HUDが連邦議会に対して提出した報告書によれば，結果として先に紹介した保険料率はリスクを十分ヘッジしうると評価されている。

(2) わが国のリバース・モーゲージ

a．概要

わが国におけるリバース・モーゲージへの最初の取り組みはHECMよりも早く，昭和56年に東京都武蔵野市が行っている。それ以降これまでのわが国におけるリバース・モーゲージは，地方自治体が中心となって高齢者向けの福祉と組み合わせて取り組まれており，これらは公的プランと総称される。

公的プランは，融資主体によって二つに分けられる。ひとつは武蔵野方式と呼ばれる地方公共団体自身が貸し付けるもので，直接融資方式ともいわれる。もうひとつは，世田谷方式と呼ばれ，地方公共団体の斡旋により民間金融機関が貸し付けるものであり，間接融資方式あるいは融資斡旋方式といわれる。

つぎに民間プランとしては，不動産信託方式と不動産担保の年金ローン融資方式とがあり，主に信託銀行によって扱われている。なお，最近，新規に商品化した例として，殖産銀行が昨年６月に取扱を開始した「長寿」という商品があり，これについては後に紹介する。

ｂ．武蔵野方式

武蔵野方式は，地方公共団体が自らの資金を貸し付ける直接融資方式の代表といわれ，同市のほか中野区も同様の仕組みをもっている。この方式の特徴は，原資が地方公共団体の資金であるということのほか，福祉公社(注1)が大きな役割を果たしていることにある。

まず，利用資格があるのは，市内に１年以上居住しているおおむね65歳以上の高齢者である住宅所有者である。これに該当する市民はまず福祉公社との間で，有償在宅サービスの提供を内容とする家庭援助等給付契約を締結し，その契約書を添えて市に借入申込を行う。市は条例で定められた基準に基づき担保等の審査を行う。貸付が決定されれば，市との間で金銭消費貸借契約を締結することとなる。

担保は１戸建て住宅のほかマンションも認められている。住宅等には根抵当権が設定されるほか，代物弁済予約，所有権移転請求権の仮登記も行われる。資金は，利用者の委任に基づいて，３か月ごとに福祉公社が利用者に代わって市に請求し，公社が福祉サービスの提供と利用者口座への資金振込を行う。なお，貸付利率は，年利５％の単利である。

（注1） 福祉公社とは，ほとんどが無償でサービスが提供されている地方自治体が行う福祉事業を補完するために設立された財団法人であり，高齢者や身体障害者が住み慣れた地域で充実した生活をおくることができるように，有償でさまざまな支援事業を行っている。

ｃ．世田谷方式

つぎに間接融資方式の代表である世田谷方式である。武蔵野方式と同様に，ここでも世田谷ふれあい公社が大きな役割を果たす仕組みとなっている。

まず利用者は，区内に１年以上居住するおおむね70歳以上の高齢者であり，その申込みにより同公社が民間金融機関に融資の斡旋を行う。民間金融機関の融資方法は，根抵当権設定による融資か，信託利用融資かのいずれかである。前者の場合は公社が第一順位の根抵当権者となり，後者の場合には公社に対して信託受益権証券を質入することが求められる。

貸付金は，公社が提供する有料在宅サービスに充当されるほか，在宅支援サービスを受けるための資金に充てられる。貸付期間中の利息は，公社が立て替えて金融機関に支払うため，借入者からみれば無利子借入という形になっている。

ｄ．公的プランの利用状況と問題点

公的プランは，先駆的な取り組みといえるが，これまでの調査結果をみる限りでは，その実績は低調である。平成５年３月末時点における取扱実績は，取扱開始後約20年を経過した武蔵野市が延べ76件（同時点の契約数は18件）と突出している。ついで世田谷区が同じく21件（同16件），中野区13件（同７件）であり，それ以外の地方公共団体は一けた台の実績にとどまっている。

最も取扱実績の多い武蔵野市でみると，既に52件が解約され，約７億4,300万円が返

済されている。そのうち死亡によるものが26，自己都合によるものが26と半々である。死亡による解約についての返済方法をみると，すべて相続人が債務を承継したうえで返済しているという。その理由は，「競売価格は市場価格よりも少なくとも20～30%低くなってしまうため」と分析されている。

さらに，武蔵野市の場合，このところの地価下落による担保割れが生じている。そのため担保割れを理由として融資を打ち切ったケースが６ある。ただしこれらは，融資の打ち切りであって，返済を求められているわけではない（以上の実績値等は参考文献５による）。

以上のように利用が低調である理由として指摘されている点を要約すると，まず法定相続人の了解を取り付けるのが難しい場合が多いこと，があげられる。公的な制度では，法定相続人のうち最低２名を連帯保証人にすることが求められるため，理解が得られにくいという。

さらに，自治体によってマンションが対象となるかどうかが異なっていることや，世田谷方式のように土地評価額が５千万円以上であることが求められるなど，対象者が限定されていること，などがあげられている。

(3)　民間の取り組み

民間のリバース・モーゲージの一つの形は，金融機関が貸し手となる世田谷方式である。実際これまでに各信託銀行が取り扱っているリバース・モーゲージは，この方式の発展型とみることができる。

このようななかで，最近新たに商品化されたものとして注目される殖産銀行の「長寿」の概要を紹介したい。(注2)

まず借入者は，県内に居住する65歳以上の人で，推定相続人全員の同意が得られることが条件となっている。資金使途は老後の生活資金であり，事業資金は除外されている。

融資の形態は当座貸越で，年２回，６か月ごとの分割融資である。貸越の担保は，自己所有の居宅およびその土地であり，借地やマンションは除外されている。担保権の設定は，第一順位の根抵当権とともに，条件付き所有権移転仮登記も行われる。また，保証人については，原則として推定相続人のうち２名の連帯保証が必要とされている。推定相続人が配偶者のみの場合は連帯債務者となる。さらに推定相続人がいない場合には，本人と契約した任意代理人が連帯保証人となる。なお，これらに加えて，同行系保証会社の保証も付けられている。

貸越限度額は，300万円以上5,000万円以内で，根抵当権設定額の90%までとされている。なお，融資利率は，住宅ローン10年ものの固定金利が適用され，発売時点（平成11年６月）では3.6%であった。

契約期間は，当初契約日から10年以内とされ，最長10年経過時に担保物件を再評価のうえ，期間の延長が認められる。ただし，最終融資は100歳を超えないとされており，実質的に最長25年となる。

返済方法は，契約期間満了または本人死亡後に，元利金全額を一括返済することとされている。また，担保物件の処分により弁済する場合には，相続が確定する６か月以内の期間内は猶予される。さらに，本人の希望により，毎月１万円以上を返済することもできる。

（注2） 本項の内容は，殖産銀行のHP（http：／www．shokusan．co．jp)のニュースリリースに掲載されたものであり，同行総合企画部広報課の了解を得て紹介したものである。

５．農協事業とリバース・モーゲージ

以上，内外におけるリバース・モーゲージへの取り組み状況を簡単に紹介した。ここでは，農協の取り組み可能性について検討してみたい。

（1） 利用者のニーズ

ａ．農村の高齢化

まずはじめに検討する必要があるのは，農協がリバース・モーゲージに取り組むにあたって，利用者のニーズがあるかという点である。

年金型のリバース・モーゲージを利用する可能性があるのは，高齢者である。そこで農家における状況をみると，農家の高齢化は一般世帯に比べて20年進んでおり，しかも子弟の農外流出により，次世代層が昭和一けた世代を大きく下回っている。(注3)

あとつぎとの関連をみると，95年農業センサスによれば，総農家戸数344万４千戸のうち同居あとつぎがいないのは155万３千戸あり，このうち他出あとつぎもいない農家は80万６千戸である。さらにこのうち夫婦である農家は75万４千戸，単身は５万２千戸となっている。

以上のように，高齢化がすすみ，かつ，あとつぎのいない農家が多いことからみて，農協がリバース・モーゲージを活用して高齢農家の生活の安定をはかるとともに，農地を含めた資産を管理し，将来の流動化に関与する必要性は高いとみられる。

つぎに，リバース・モーゲージがどの程度認知されているかである。

総務庁が平成７年度高齢者対策総合調査として「高齢者の経済生活に関する意識調査」を行っている。これは全国の60歳以上の男女に対して面接により調査を行ったものである（有効回答数2,162)。

調査結果によれば,「年金で生活費を何とかまかなえると思う」は35%にとどまり，過半の人はなんらかの形で年金を補う収入が必要と考えている。そこで，年金以外に収入がない場合の対応についての回答をみると，最も多いのは「子どもに助けてもらう」（37%）であり，加えて就業収入が得られなくなった場合には「貯蓄を取り崩していると思う」が55%であった。

また，不動産については「子どもに継がせるべきである」が65%と過半を占め，しかも「老後の世話をしてくれたかどうかに関係なく譲る」が50%である。このように，依然として「子孫に美田を残す」という考え方は根強く，農村部ではこの傾向がさら

に強いという見方もある。

リバース・モーゲージの利用意向についての質問では，「利用したい」が４％，「関心はある」が15％であり，約２割が前向きに回答しているという結果であった。先にみたとおり，リバース・モーゲージの利用が低調で，制度自体あまり一般化しているとは言い難い現状からみれば，この２割という水準は高いとみてよいのではないだろうか。とすれば，農協としてもリバース・モーゲージに取り組む必要性はあると思われ，事業機能や体制上の取扱い可能性について検討する必要がある。

（注3） 内田多喜生「高齢化による農家・農村の変化と農協事業への影響」本誌98年12月号参照。

（2） 体制上の可能性

ａ．必要な事業機能

リバース・モーゲージを取り扱うために必要となる事業機能を改めて整理してみると，次の３点に集約できる。

第一は，融資機能である。これは単に貸付を行うだけではなく，不動産の評価や貸付後にもそれを管理することまでも含む。この機能は金融機関であれば当然保有する機能であり，農協も同様である。利用者として農家を想定した場合，農地の管理までを行うことが必要となろうが，それを行うことができるのは，まず農協である。

第二は，不動産の流通に寄与するというリバース・モーゲージの特性から求められる機能として，不動産の売買がある。先に公的プランで述べたとおり，契約満了時の対応は相続人による債務承継のみというのが実情であり，その理由の一つとして競売価格が実際の売買価格をかなり下回っていることが指摘されている。これまでの民間プランの担い手が信託銀行であったことは，信託機能の活用という側面もあるが，不動産事業に詳しいという側面を見逃すことはできない。農協も組合員がもつ不動産の活用をはかるという観点から，資産管理事業に取り組んでおり，この意味でも農協はリバース・モーゲージに取り組みやすい立場にある。

第三は，高齢者を対象としているがゆえの高齢者向け支援サービス機能である。農協の高齢者福祉事業は，平成４年の農協法改正により法的に確立されており，事業の性格上厚生事業と同様に員外利用も組合員と同等まで認められている。

冒頭に述べた農協大会の決議を受け，農協は同事業に取り組んでおり，平成11年度末では，助け合い組織設置農協数は644，ホームヘルパー養成数は約８万人，地域福祉活動コーディネーター養成数約３千人，となっている。このような状況からみて，公的プランに近いリバース・モーゲージを取り扱う体制は，かなり整備されているといえよう。

ｂ．独自性の発揮

先に取り上げているように，リバース・モーゲージはさまざまな機関や団体から，その活用についての提言が行われ，その具体化に向けた取り組みが行われている。

従って，今後の条件整備ともあいまって利用の促進が図られるとみられる。そのなかで，リバース・モーゲージに取り組むためには，それぞれの取扱機関に独自性が求められる。

農協が銀行などと異なる独自性の第一は，協同組合性そのものに求めることができる。非営利の会員組織であり，地域との密着度の高い農協は，組合員や地域住民にとってより身近な存在であり，信頼も得ているとみられるからである。

第二は，リバース・モーゲージに必要とされる諸機能を，農協は単独で備えているということである。いわば，一か所ですべてが充足できるというワンストップ性を農協が備えているのであり，この点は，他の機関とは大きな違いである。

第三は，行政，特に市町村との連携の取りやすさである。評価は別として農協は地方行政と密接であり，地域において大きな役割を果たしてきている。事業面でも，地方公共団体との取引が増加していることに加え，ホームヘルプ等高齢者福祉についての公的なサービスを受託する農協も増加している。高齢者福祉は公的な側面が強いとされるだけに，農協はこの分野で一層役割を果すことが期待されている。

おわりに

農協の事業運営については，これまで折りに触れて総合事業性の発揮が必要であるとの指摘が系統内外からだされてきた。逆にいえば，そのような指摘は総合性が発揮されていないのではないかという認識に立つとみられ，その原因の一つとして総合事業体でありながらも，現実には縦割りの弊があると指摘されてきた。

しかし，それはひとつひとつの事業機能に磨きをかける働きかけが行われてはきたが，あくまでひとつの事業の枠内であり，他の事業との組み合わせは付随的に行われてきた結果といえるのではないだろうか。とすれば，事業の観点もさることながら，ひとつの商品や仕組みのなかに総合事業性が実現できるよう工夫する必要があろう。この意味からも，農協がリバース・モーゲージに取り組むことが求められると考える。

〈主要参考文献〉

本稿で参照した報告書等は一部を除き，ホーム・ページからダウン・ロードしたものである。

1．住信基礎研究所『超高齢社会の常識 リバースモーゲージ』日経BP社，1997年12月
2．森毅監修『息子，娘に頼らず老後を楽しく生きる法』中経出版，2000年１月
3．自由民主党総合政策研究所「年金制度のあり方を考える」同研究所企画委員会，総研レポート55
4．小島勝衛，根上彰夫，宇於崎勝也，劉銑鐘「日本におけるリバース・モーゲージ制度の活用方策に関する研究」平成９年度日本大学理工学部学術講演会論文集
5．劉銑鐘，小島勝衛，根上彰夫，宇於崎勝也「高齢者の持家を活用した生活安定に関する研究」(財)住宅総合研究財団，研究年報No.26，1999年版
6．飛田英子「リバース・モーゲージ定着への課題(上)(下)」金融財政事情2000年７月31日号，同８月７日号
7．総務庁「高齢者の経済生活に関する市来調査」平成７年度
8．CRIレポート「リバース・モーゲージ」

（田中久義・たなかひさよし**）**

農協の自己資本と出資金

―― 協同組合である農協の自己資本増強の特徴 ――

〔要　　旨〕

１．農協の自己資本を，株式会社である銀行の自己資本と比較すると，①調達手段が，これまで組合員による出資金に限定されていた，②総合事業としての自己資本である，という２点がその特徴として指摘できる。

２．出資金による調達は，①出資を行う動機は事業の利用が中心，②組合員の出資負担能力は相対的に小さい，③出資による資本増強は相対的に高いコストとなる可能性がある，④組合員の脱退等により自己資本が増減する，などの特徴がある。このなかには，自己資本増強という点からはマイナスと思われるものも少なくない。

３．しかしながら，農協の自己資本比率は平均14.9%と他業態に比べ比較的高い水準である。これは，主に，①預け金など比較的低リスクの資産のウェイトが高い，②内部留保率の上昇等による内部留保の増加，③正組合員を中心とした増資によるものと思われる。

４．自己資本増強にこれらの要因が寄与する程度は，地域によって様々である。自己資本比率が全国平均を上回る地域のうち，南関東，東海では内部留保が厚く，北海道，東山では出資の水準が高い。四国や山陽では低リスク資産比率の高さがめだつ。

５．銀行では，利益が減少する局面でも安定的に配当が行われる反面，利益から内部留保に回す割合は低下する。一方，農協では内部留保率が継続的に上昇し，増資も安定的に行われてきた。このことが可能であったのは，組合員が農協事業の利用を継続する必要性や，これまでの農協や組合員組織とのつきあいを重視して，内部留保率の引上げ，出資配当率の引下げ，および，増資に同意してきたからであろう。

６．今後については，「昭和ひとけた世代」のリタイア等による正組合員数の減少，農業を巡る環境の悪化，他業態との競争激化など，自己資本増強の障害となる要因は少なくないことが予想され，これまでの取組みで十分とはいえない可能性もある。

７．海外の協同組織金融機関の例をみると，外部からの資本調達手段を持つとともに，組合員からの出資を促進させるための仕組みや，自己資本を外部に流出させないための様々な工夫が行われている。このなかには，同様の取組みが個別の農協で行われているものもあり，わが国においても参考となろう。

８．また，各農協に求められるのは，事業を利用したいと組合員が要望する農協であり続けることであろう。それは，農協を利用するメリットについて組合員に十分な説明を行い，組合員が，組合員として得られる総合的なベネフィットについて納得し，満足する農協である。

目　次

１．はじめに
２．農協の自己資本の現状
（1）　農協の自己資本の特徴
（2）　農協の自己資本比率
（3）　農協の自己資本比率が高い理由
（4）　農協における自己資本増強の取組み
（5）　自己資本増強の地域別動向
（6）　自己資本増強を可能とした要因
３．自己資本増強の障害
４．海外における資本増強策
（1）　自己資本増強手段の種類
（2）　海外協同組織金融機関の自己資本増強策
５．むすび

１．はじめに

2001年のペイオフ解禁を控え，他金融機関同様，農協も自己資本の増強が求められる状況にある。

しかし，農協は協同組合であることから，従来，自己資本の調達手段は組合員からの出資金に限られており，一般の市場から広く調達可能な株式会社である銀行とは異なっていた。

なお，平成12年６月30日施行の「農林中央金庫の優先出資に関する省令の一部を改正する命令」により，これまで農林中央金庫だけであった優先出資の発行が農協と信連にも認められ，組合員以外からの出資も可能になった。ただし，現状においては，この制度変更による影響はまだ現れていないとみられるため，ここでの検討の対象とはしない。

本稿は，このような農協の自己資本についての制度的特徴を念頭に，農協の自己資本と資本増強への取組みの現状についてとりまとめたものである。また，海外の協同組合の自己資本増強についての取組みについても簡単に紹介する。

なお，本稿は，金融機関としての農協の自己資本を中心に分析を行っているため，その対象は，信用事業を営む総合農協に限定しており，以下「総合農協」を「農協」と略す。

２．農協の自己資本の現状

（1）　農協の自己資本の特徴

農協の自己資本を，株式会社である銀行の自己資本と比較すると，①その調達手段は，従来，基本的に組合員による出資金に限定されていた，②総合事業体としての自己資本である，という２点がその特徴として指摘できる。

出資金による調達は，①出資を行う動機は事業の利用が中心，②組合員は出資によるキャピタルゲインの獲得を期待できな

い，③時価発行による調達のような資本剰余金を得ることはできない，④議決権や利用の程度等についての出資者の権利は，出資金額の増加によって拡大しない，⑤農家や個人中心の組合員の出資負担能力には限界がある，⑥一組合員の出資口数の最高限度が定款で設定されている，⑦組合員の脱退等により自己資本が増減する，などの特徴がある。

以上の点は，①を除いて自己資本の増強を進める上ではマイナスと思われる。

(2)　農協の自己資本比率

にもかかわらず，農協の自己資本比率の水準は，現状では比較的高い水準にある。

農中総研「農協信用事業動向調査」（1999年10月実施，集計組合418：以下単に「動向調査」と略す）によれば，98年度末の農協の自己資本比率（リスクアセット方式）は14.9%である（回答415組合）。この水準は早期是正措置で業務改善命令が出される基準である４％を大きく上回っている。

また，国内基準の他業態の自己資本比率と比較しても，農協の自己資本比率は相対的に高い水準である（第１図）。ただし，農協の自己資本比率は，全数調査ではなく，また各組合の自己資本比率を単純平均したものであることに留意されたい。

農協の自己資本比率の分布をみると，自己資本比率10%以上の組合が全体の80.4%にのぼり，自己資本比率の比較的高い組合が多数を占めている。

第１図　業態別金融機関の自己資本比率

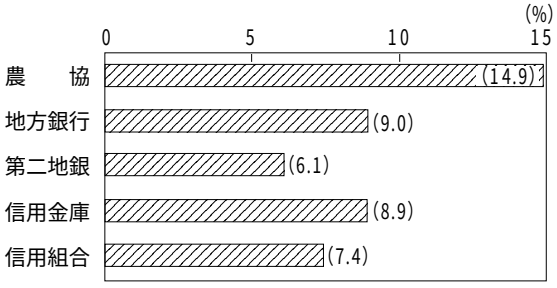

資料　農中総研「農協信用事業動向調査」(99年10月実施)，全信連『全国信用金庫概況』およびホームページ，全国信用組合中央会『全国信用組合決算概況』
(注)　農協，信金，信組は98年度，その他は97年度。国内基準採用行のみ。農協，地銀，第二地銀は個別行の自己資本比率の単純平均。信金，信組は分子，分母それぞれの合計から自己資本比率を算出したもの。

(3)　農協の自己資本比率が高い理由

このように，農協の自己資本比率が高水準である理由としては，次の３点が考えられる。

第一は，農協の資産に占める低リスクの資産のウェイトが比較的高いことである。農林水産省「総合農協統計表」によれば，98年度において，農協の資産のうち預け金が占める比率は57%にのぼっており，この預け金のリスクウェイトは20%と比較的低いものである。

第二は，内部留保率引上げ等による内部留保の増加である。

最近20年間の農協の自己資本の動向を第１表によってみると，自己資本は毎年増加を続けており，94年度以降は資産の伸びを上回っている。

これまでの自己資本増加の中心は内部留保である。最近20年間の自己資本の増加のうち内部留保による増加は75%を占めている。また，長期的な傾向として，自己資本

第1表　農協の資産，自己資本および自己資本の内訳

（単位　億円，%）

	資産		自己資本				
					出資金	内部留保	諸引当金
	残高	前年比	残高	前年比	構成比	構成比	構成比
1979年度	302,260	11.6	17,546	14.5	35.8	28.6	35.6
80	334,976	10.8	19,206	9.5	36.1	29.9	34.0
81	365,688	9.2	20,807	8.3	36.1	31.1	32.8
82	390,652	6.8	22,483	8.1	35.7	32.3	32.0
83	418,197	7.1	24,448	8.7	34.9	33.9	31.2
84	446,233	6.7	26,504	8.4	34.0	35.4	30.6
85	474,940	6.4	28,776	8.6	33.0	36.7	30.3
86	497,074	4.7	31,093	8.0	32.1	37.8	30.1
87	523,585	5.3	33,219	6.8	31.3	38.9	29.8
88	554,864	6.0	35,596	7.2	30.4	40.1	29.5
89	604,023	8.9	38,103	7.0	29.5	44.6	25.9
90	657,831	8.9	40,697	6.8	28.6	47.3	24.1
91	709,489	7.9	42,945	5.5	28.0	49.7	22.3
92	741,643	4.5	44,738	4.2	27.7	50.1	22.2
93	763,994	3.0	46,012	2.8	27.6	50.4	21.9
94	776,523	1.6	47,479	3.2	27.5	50.8	21.7
95	774,352	△0.3	49,052	3.3	27.3	50.9	21.8
96	775,598	0.2	50,606	3.2	27.4	51.0	21.6
97	777,737	0.3	51,903	2.6	27.4	50.1	22.5
98	787,272	1.2	56,073	8.0	25.9	51.7	22.3

資料　農林水産省「総合農協統計表」
(注)1．自己資本は内部留保(特別積立金，法定準備金，資本積立金，再評価積立金，再評価差額金，未処分剰余金(配当控除後))，出資金(回転出資金含む)，諸引当金の合計。
2．出資金，内部留保，諸引当金は自己資本を100とする割合。

のうち，出資金の比率が低下，内部留保の比率は上昇している。

91年度以降，当期未処分剰余金は減少に転じたが，第２図のとおり，内部留保率は91年度以降も上昇を続け，内部留保の水準を下支えしてきた。

第三は，正組合員を中心とした増資である。

出資金は，90年代については前年比２～４%台と低水準ながら，比較的安定した伸びを続けている。出資金の増加の中心は，正組合員一人当たりの出資金の増加である。

出資金は98年度には前年比2.2%増となったが，組合員数は0.1%の増加にとどまり，大半は一人当たり出資金の増加による。第３図のとおり，一人当たり出資金は，

第２図　当期未処分剰余金と内部留保

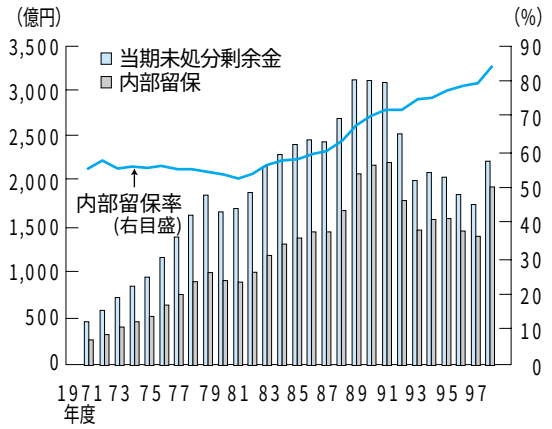

資料　第１表に同じ
(注) 1．内部留保は，法定準備金，特別積立金，次期繰越剰余金の合計。
2．内部留保率は内部留保／当期未処分剰余金。

92年度以降伸び率が上昇傾向にあり，組合員数の伸び率低下傾向とは対称的である。

また，動向調査によれば，第２表のとお

第3図　出資金，組合員数，一人当たり出資金の前年比増減率

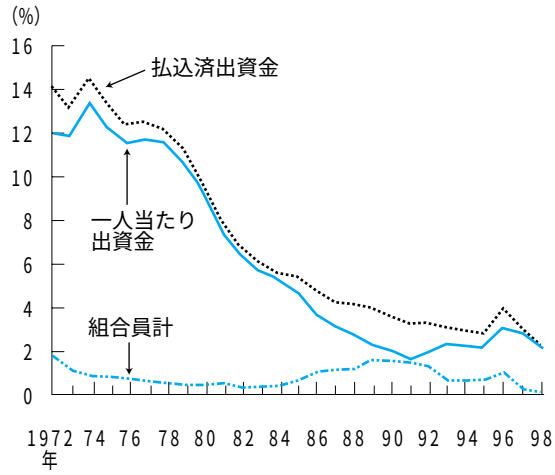

資料　第1表に同じ

り，98年度の379組合の出資金の前年比増加額のうち正組合員による増加額は全体の約82.7%を占めている（組合員数では正組合員の割合は37.8%）。

正組合員数は前年比で減少しているため，一人当たりの出資金の増加によって，正組合員の出資金総額が増加していることがわかる。

第2表　農協の組合員数，一人当たり出資金，出資金総額

		組合員数 (千人，%)	一人当たり出資金 (万円，%)	出資金総　額 (億円，%)	組合員計に対する構成比(%)
正組合員	1997年度	2,327	22.6	5,261	83.8
	98	2,315	23.2	5,381	83.8
	増加額	△12	0.6	120	82.7
	増加率	△ 0.5	2.8	2.3	―
准組合員	97	3,781	2.7	1,014	16.2
	98	3,809	2.7	1,039	16.2
	増加額	28	0.0	25	17.3
	増加率	0.7	1.7	2.5	―
組合員計	97	6,108	10.3	6,275	100.0
	98	6,124	10.5	6,419	100.0
	増加額	17	0.2	145	100.0
	増加率	0.3	2.0	2.3	―

資料　農中総研「農協信用事業動向調査」（99年10月実施）

なお，准組合員一人当たりの出資金は小幅ながら増加しており，准組合員数も増加している。しかし，正組合員一人当たりの出資金は23.2万円で，准組合員の2.7万円の8.6倍と圧倒的に大きい。このため，准組合員の一人当たりの出資金および人数の増加による出資金増加へ寄与は相対的に小さなものとなっている。

(4)　農協における自己資本増強の取組み

では，農協では，自己資本増強について，具体的にどのように取り組んでいるのであろうか。

動向調査で「自己資本増強のための取組み」についてきいたところ，第3表にみられるとおり，前節の計数面からの分析結果と同様，「内部留保率の引上げ」（回答組合数構成比60.1%，以下同様）と「普通出資の増資」（36.5%）と回答した組合の割合が高い。

ほかに，「貸出先の准組合員化」も含めた組合員の加入促進への取組みがみられた。

増資の原資を確保するために，「回転出資金制度の活用」や「出資予約貯金の活用」「農産物代金による増資」という取組みもみられた。

また，同調査で「正組合員の脱退による出資金の減少への対策」を聞いたところ，「増資によって組合員一人当たりの出資金の増強をはかる」という回答が最も多かった。これ以外には，

第3表　農協における自己資本増強のための取組み

（単位　組合,%）

	回答組合数	構成比
全体	411	100.0
内部留保率の引上げ	247	60.1
普通出資の増資	150	36.5
組合員の加入促進	80	19.5
回転出資金制度の活用	40	9.7
後配出資金制度の活用	8	1.9
その他	34	8.3
役職員出資	7	1.7
出資予約貯金の活用	4	1.0
出資･利用高配当振替	4	1.0
増資計画	3	0.7
農産物代金による増資	2	0.5
貸出先の准組合員化	2	0.5
特に取り組んでいない	50	12.2

資料　第２表に同じ
（注）１．複数回答。
２．その他の内訳は自由記入欄への回答を筆者がとりまとめたもの。１組合のみの回答は省略した。

「脱退者に准組合員としてとどまるように説得」「組合員との結びつき強化」などにより，脱退に歯止めをかける動きがあった。また，「一戸複数組合員化」や「脱退時の相続・譲渡依頼」など，後継者への出資金の相続・譲渡によって出資金の維持をはかる取組みもみられた。

(5)　自己資本増強の地域別動向

a．自己資本比率と自己資本増強関連指標の相関分析

農協の自己資本比率の水準は，地域によって異なっており，かつ，①低リスク資産，②内部留保，③増資という自己資本の増加要因の寄与の程度も様々である。

ここでは，98年度について，自己資本比率（リスクアセット方式）と自己資本増強に関連する指標を用いることによって，地域別の自己資本増強の動向を整理する。

データの制約から，自己資本比率（リスクアセット方式）は動向調査による415組合のデータにより，他の関連指標は総合農協統計表の1,840組合のデータをそれぞれ地域別に組み替えたものを使用した。

自己資本比率（リスクアセット方式）以外の指標については，以下の三つの視点から11指標を選択した。

①資産の内容（対応する指標［以下同様］：預金/資産，貸出金／資産）

②内部留保とその背景となる収益力（一人当たり内部留保, 事業利益／資産, 未処分剰余金／資産）

③出資金とそのインセンティブである出資配当率（一人当たり出資金，出資配当率），経済事業の利用や固定資産の状況（一人当たり販売・取扱高, 一人当たり固定資産，固定比率（Ⅰ），同（Ⅱ））(注1)

なお，リスクアセット方式ではなく簡便な計算による自己資本比率（＝（資本合計＋諸引当金＋当期未処分剰余金－出資配当－利用配当）／総資産）は他の指標同様, 総合農協統計表から算出できるため，参考までに付け加えた。

まず，指標間の関係をみるために，相関係数を算出した。

第４表にみられるとおり，自己資本比率（リスクアセット方式）と相関がある（有位水準５％）という結果がでたのは，自己資本比率（簡便方式），預金／資産，一人当たり内部留保，事業利益／資産，未処分剰余金／資産，出資配当率，固定比率（Ⅰ），同（Ⅱ）であった。

第4表　自己資本比率（リスクアセット方式）と関連指標の相関係数

				①		②			③					
		自己資本比率（リスクアセット方式）	自己資本比率	預金／資産	貸出金／資産	一人当たり内部留保	事業利益／資産	未処分剰余金／資産	一人当たり出資金	出資配当率	一人当たり販売・取扱高	一人当たり固定資産	固定比率（Ⅰ）	固定比率（Ⅱ）
	自己資本比率（リスクアセット方式）	1.000												
	自己資本比率（簡便式による）	0.491	1.000											
①	預金／資産	0.462	△0.397	1.000										
	貸出金／資産	△0.384	0.299	△0.888	1.000									
②	一人当たり内部留保	0.563	0.199	0.246	0.065	1.000								
	事業利益／資産	0.849	0.171	0.426	△0.331	0.525	1.000							
	未処分剰余金／総資産	0.661	△0.114	0.615	△0.472	0.648	0.752	1.000						
③	一人当たり出資金	0.448	0.881	△0.287	0.139	△0.044	0.157	△0.108	1.000					
	出資配当率	0.461	△0.231	0.602	△0.318	0.826	0.532	0.735	△0.443	1.000				
	一人当たり販売･取扱高	0.452	0.888	△0.291	0.113	0.000	0.203	△0.063	0.952	△0.397	1.000			
	一人当たり固定資産	0.062	0.785	△0.452	0.375	0.004	△0.250	△0.395	0.713	△0.383	0.722	1.000		
	固定比率（Ⅰ）	0.551	0.016	0.316	△0.003	0.911	0.596	0.685	△0.168	0.831	△0.156	△0.327	1.000	
	固定比率（Ⅱ）	0.535	0.000	0.303	0.012	0.908	0.595	0.703	△0.169	0.822	△0.161	△0.336	0.998	1.000

資料　農中総研「農協信用事業動向調査」(99年10月実施)，農林水産省「総合農協統計表」
(注)　色網掛けは有意水準５％で相関がある場合。

また，各指標間の相関関係をみると，①，②のグループ内における指標同士の相関係数は高い。ただし，③については，相関があるとはいえない場合もある。

まず，一人当たりの出資金と出資配当率の相関係数は△0.443と負の値となっており，出資金配当率の高いところで一人当たりの出資金が高いという関係はみられない。一方，出資配当率との相関係数が高いのは，未処分剰余金／資産など収益力の指標である。収益力の高いところで，結果として出資配当率が高いという関係がみられる。出資配当率は組合員にとって出資のインセンティブにはなろうが，収益力の高い農協では内部留保で自己資本の大半を賄えるために，増資による自己資本増強の必要性が低いことを表していると考えられる。

一方，一人当たりの出資金との相関が強いのは，一人当たり販売・取扱高，一人当たり固定資産である。これは次のように説明できるであろう。正組合員が農協を通じて農産物を販売する場合には，農協の集出荷施設を利用することが多い。新規に施設を建設すると，農協の固定比率が低下するため，財務の安定の観点からそれを引き上げるために，集出荷施設等の利用に応じて正組合員から出資を集めるのである。

また，固定比率（Ⅰ），同（Ⅱ）と一人当たり販売・取扱高，一人当たり固定資産との相関係数は負の値であり，水準も低い。これは，自己資本が一定の場合，固定資産が増加すれば，固定比率は低下するためで

あろう。固定資産が高く，それに見合って自己資本が高い場合に自己資本比率が高いということになる。

（注1） 固定比率（Ⅰ）

$$= \frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産＋外部出資}} \times 100$$

固定比率（Ⅱ）

$$= \frac{\text{自己資本}}{\text{固定資産}} \times 100$$

b．地域別分析

これらの指標を用いて，地域別に自己資本比率とその要因との関係を分析する。

第５表は，各指標から平均値を差し引き，標準偏差で割って，平均が０，標準偏差が１となるように基準化した計数である。

この表によって，14地域を次のA～Gの７グループに分類した。

まず，A～Dは自己資本比率（リスクアセット方式）が，平均を上回る地域であり，基準化済み計数がプラスである。

このうち，A（北海道，東山）は，一人当たり出資金および一人当たり販売取扱高，一人当たり固定資産等出資金に関する指標が全国平均を上回っていることが特徴的である。一人当たり内部留保および収益力の指標もまた全国平均を上回っている。

これらの地域では，組合員の経済事業の利用量が多く，農業用施設など固定資産の増加に対応して増資が行われた結果，自己資本比率が高くなっていると思われる。

第5表　自己資本比率と関連指標（基準化済み計数）

				①		②			③					
		アセット方式）自己資本比率（リスク	自己資本比率	預金／資産	貸出金／資産	一人当たり内部留保	事業利益／資産	未処分剰余金／資産	一人当たり出資金	出資配当率	一扱高人当たり販売・取	一人当たり固定資産	固定比率（Ⅰ）	固定比率（Ⅱ）
A	北海道	1.7	2.8	△0.7	0.3	0.6	1.0	0.5	3.1	△0.8	3.3	2.3	0.0	0.0
	東山	1.0	0.3	0.1	0.3	0.1	0.6	0.2	0.3	△0.3	0.1	0.1	0.0	0.1
B	南関東	0.4	△0.1	△0.5	1.4	2.0	1.0	1.1	△0.6	1.5	△0.6	△1.0	2.6	2.6
C	東海	1.0	0.2	0.6	△0.4	1.9	1.0	1.4	△0.9	2.1	△0.5	△0.3	1.4	1.4
	近畿	0.1	△0.9	1.2	△1.0	0.7	0.2	0.7	△0.5	0.8	△0.7	△0.4	0.6	0.6
D	山陽	0.2	△0.7	0.8	△0.8	△0.4	0.2	0.6	△0.9	0.2	△0.7	△1.0	△0.1	△0.2
	北陸	0.4	△0.2	0.8	△0.6	△0.3	0.4	0.0	0.4	0.0	△0.3	△0.3	0.1	0.0
	四国	0.5	△0.6	1.9	△1.7	△0.1	0.5	0.6	△0.3	1.0	△0.3	△0.1	△0.3	△0.3
E	東北	△0.4	0.8	△0.9	0.5	△1.0	△1.2	△1.4	0.7	△1.0	0.2	0.1	△0.6	△0.7
	北九州	△0.8	0.7	△0.8	0.3	△0.3	△1.5	△1.1	0.0	△0.5	0.1	1.5	△0.9	△0.9
F	北関東	△0.4	△0.6	0.7	△0.9	△0.4	△0.7	△0.4	△0.3	△0.4	0.1	△0.8	0.0	△0.1
G	南九州	△0.2	△0.1	△0.9	0.2	△1.2	1.0	△0.8	△0.2	△0.9	0.2	△0.5	△0.8	△0.8
	山陰	△1.4	△1.2	△0.6	0.0	△1.2	△0.7	0.6	△0.5	△0.9	△0.5	△0.8	△1.1	△0.9
	沖縄	△2.1	△0.3	△1.6	2.2	△0.4	△1.9	△2.0	△0.5	△0.9	△0.4	1.2	△1.0	△1.0

資料　第4表に同じ

特に，北海道では，自己資本比率(リスクアセット方式）の水準（基準化済み係数1.7)，一人当たり出資金（3.1）や一人当たり販売・取扱高（3.3）および一人当たり固定資産額（2.3）が，全国の中でも図抜けて高い水準にある。

次に，三大都市圏のB（南関東)，C（東海，近畿)は，一人当たり内部留保および収益力の指標が高い水準にあることが特徴である。すなわち，収益力が高く，内部留保の水準が高いことが自己資本比率を引き上げている。

ただし，B（南関東）では，預金／資産が平均を下回り（すなわち貸出金／資産の比率が高い)，C（東海，近畿）では，預金／資産が平均を上回っているという違いがある。

B（南関東）では，賃貸住宅資金貸出を中心に貯貸率が高いことが収益力につながり，自己資本比率の高さをもたらしているとみられる。一方，C（東海，近畿）では，内部留保の高さに加え，低リスク資産の比率が高いことが自己資本比率を押し上げている。

D（山陽，北陸，四国）は，預金／資産の比率が全国平均を上回っている一方，一人当たり内部留保が平均を下回っているという特徴を持つ。低リスク資産の比率の高さが自己資本比率の高さにつながっているとみられる。

E～Gは自己資本比率（リスクアセット方式)が，平均を下回る地域であり，基準化済み計数がマイナスである。

これらはすべて一人当たり内部留保が平均を下回っている。

うち，E（東北，北九州）は，一人当たり出資金，一人当たり販売・取扱高，一人当たり固定資産が平均を上回っている。しかし，固定比率(Ⅰ)，同(Ⅱ)は平均を下回っており，財務安定化のため必要な自己資本の増強が難しい状況がうかがえる。

F（北関東）は，預金／資産が平均を上回る。

G（南九州，山陰，沖縄）は貸出金／資産を除くほとんどすべての指標が平均を下回る。

(6)　自己資本増強を可能とした要因

第３節では，農協の自己資本比率(リスクアセット方式）が比較的高い水準となっている要因として，①低リスク資産の比率が比較的高い，②内部留保率上昇等による内部留保の増加，③増資が安定的に行われてきたという３点を指摘した。このうち，本節では，農協の主体的な自己資本増強努力を反映した②，③についてさらに詳しく，その要因を考えてみたい。

ａ．内部留保率上昇の背景

自己資本増強の取組みとして最も多くの農協から回答があったのは,「内部留保率の引上げ」であった。

91年度以降は，未処分剰余金が減少に転じたため，内部留保も減少傾向にあるが，前掲第２図でみたとおり，内部留保率はボトムである82年の52.8%から上昇を続け，当期未処分剰余金がピークを打った90年度

第6表　全国銀行の利益処分状況

（単位　億円，%）

	当期利益									
			配当金		役員賞与金		諸積立金純繰入額		繰越利益増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1982年	7,308	100	2,297	31	46	1	4,784	65	181	3
83	8,964	100	2,449	27	50	1	6,213	69	252	3
84	9,266	100	2,599	28	51	1	6,402	69	214	2
85	10,521	100	2,715	26	54	1	7,475	71	277	3
86	13,656	100	2,955	22	61	0	10,237	75	404	3
87	17,095	100	3,080	18	67	0	13,595	80	353	2
88	23,400	100	3,679	16	95	0	19,040	81	586	3
89	21,689	100	4,179	19	97	0	16,729	77	682	3
90	18,161	100	4,398	24	97	1	13,731	76	△ 66	△0
91	13,987	100	4,405	31	91	1	9,759	70	△ 287	△2
92	8,976	100	4,366	49	79	1	4,570	51	△ 48	△1
93	8,024	100	4,357	54	69	1	3,775	47	△ 179	△2
94	1,571	100	4,330	276	62	4	△ 2,728	△174	△ 95	△6
95	△40,772	－	3,890	－	22	－	△41,725	－	△2,980	－
96	△923	－	4,136	－	32	－	△ 5,241	－	148	－
97	△49,171	－	4,023	－	21	－	△50,534	－	△2,782	－
98	△42,028	－	3,488	－	18	－	5,008	－	△5,071,604	－

資料　全国銀行協会『全国銀行財務諸表分析』

以降もその傾向は変化していない。98年度には85.3%まで上昇している。

一方，全国銀行では，第６表のとおり，利益の変動にかかわらず，比較的安定的な配当金の支払いが行われている。その裏返しとして，諸積立金純繰入額の比率は，当期利益が減少に転じた89年度以降，低下に転じている。

なぜ，全国銀行とは異なり，農協においては，利益が減少する局面でも引き続き配当率の低下と内部留保率上昇の傾向が続いたのか。

この要因としては，第一に，配当水準の引下げを含めて，正組合員が合意したことがあげられる。剰余金処分案の決定は，正組合員全員によって構成される意志決定機関である総会の専権事項である。この点については，増資と合わせて後段でさらに検討したい。

第二は，系統としての全国的な運動として，内部留保率の引上げが推進されてきたことである。

第三は，農協法等の規定である。農協法および政令（農業協同組合法施行令）では，出資配当率の上限が定められている。このことは，利益が増加した場合の出資配当率引上げの歯止めという役割を果たしたと考えられる。また，模範定款令では，「出資総額の２倍に相当する金額に達するまで毎事業年度の剰余金の５分の１に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てるものとする（模範定款令第23条）」とされている。この上限の規定は，銀行法における規定（「資本の額に達するまで利益準備金として積み立てる」（銀行法第18条））の２倍である。98年度の農協における出資金に対する法定

準備金の比率は平均59%であるが，８県では100%を上回っている。100%を上回る農協では，この上限についての定款上の規定が，継続的な法定準備金の引上げを促す要因となったと考えられる。

b．増資はなぜ可能だったか

ここでは，筆者が99年から2000年にかけて北海道，南関東，北九州の３農協で行ったヒヤリング結果（第７表）を参考にしながら，農協で増資が安定的に行われている背景を整理する。なお，増資についても，内部留保率の引上げ同様，系統としての全国的な取組みの影響があったことはいうまでもない。

まず，簡単に３農協における増資の状況を紹介したい。３農協とも増資を行っているがその取組み等は様々である。

第7表　3農協における増資の状況

	農協の概要	増資の分担基準	依頼方法	増資理由の説明	組合員の増資の受け止め方
A農協	地域区分：北海道 地帯区分：都市的農村 貯金残高：300～500億円 自己資本比率：21.5%	正組合員１戸当たり最低割 ①専業者（農業を主とする組合員） ○○○○千円 ②兼業者（農業を従とする組合員） ○○○千円 ＊△年度末において上記を下回っている組合員については,不足額を５年に分担して負担する。 施設生産割 （農協の施設を利用する農産物の作付面積に比例） ①作物A　作付面積　ha当たり ○○○○円 ②作物B　作付面積　ha当たり ○○○○円 ③作物C　作付面積　ha当たり ○○○○円 ＊△年度末において保有している固定資産の内,上記作物の建物に係る定額償却額の30%を負担基準とする。	農事組合長を通じて個別に依頼	組合員の権利と義務（ヒヤリングの回答）	正組合員で増資に反対するものはない。組合員の権利と義務という説明で納得している。 農協に出資することにリスクがあると思うものはいない。
B農協	地域区分：南関東 地帯区分：特定市 貯金残高：500～1,000億円 自己資本比率：7.2%	毎年,正組合員一人当たり○-○万円	農家組合長を通じて個別に依頼，承諾がもらえない場合，職員が依頼	事業が大きくなるにしたがって出資金を増加するように財務処理基準例で定められているため（「増資計画」の文言）	毎年増資依頼に応じる組合員は義務と受け止めている。 97年に無配となったときに，出資を取り崩した人がおり，出資配当率を意識した行動。
C農協	地域区分：北九州 地帯区分：都市的農村 貯金残高：300～500億円 自己資本比率：4.6%	正組合員　販売高割　○%，平等割 ○千円のいずれか高い方 職員　勤続年数割，職責割 役員　報酬○ヶ月分	職員が個別に依頼	早期是正措置により，財務の強化,健全化が求められているため（「増資のお願いについて」の文言）	無配当等によりできれば増資に応じたくない。という声もある。

資料　各農協の業務報告書およびヒヤリングによる

北海道のＡ農協は，販売事業が農協事業の中心である。自己資本比率（リスクアセット方式）は21.5％と極めて高い水準にあるが，集出荷施設を中心とした固定資産増加に対応して，増資を継続的に行っている。増資に際しては，施設利用量に応じ，また１戸当たりの最低額を定めて，正組合員に増資の分担を依頼している。

南関東のB農協は，正組合員一人当たり一律の出資金額の分担を依頼しているが，他業態との競合もあり，農協に出資するメリットを説明することが難しいとの悩みを抱えている。

北九州のC農協の自己資本比率は4.6％と比較的低い水準である。正組合員については，販売額割と平等割によって分担を依頼しているが，役職員については，正組合員とは異なる基準で増資を行っている。

このほか，JA福岡市においては，次のように，増資についての多様な取組みを行っており興味深い。具体的には，①出資予約貯金制度，②貸付金出資基準制度（行政検査の自粛指導により現在廃止），③固定資産受益者負担制度，④支店平準化運動（正組合員，准組合員の一律目標による増資）に取り組んでいる。(注2)

さて，内部留保率の引上げの結果でもあるが，出資配当率は年々低下している。10年前の88年度には3.9％であったのに対し，98年度は1.2％となっている。にもかかわらず，年々増資が可能であったのはなぜか。

増資については，総会（総代会）で増資の決議が行われるので，この段階でまず正組合員全体としての合意が必要である。

さらに，総会で議決されても，組合から増資の強制はできず，出資を行う各組合員の同意が必要である。

では，個々の組合員が増資に応じるインセンティブとは何であろうか。

第一は，農協の利用を継続することが組合員によって必要な場合である。農協の組合員が増資をする場合には，キャピタルゲインの獲得や議決権等の権利の拡大を期待することはできない。事業の利用についても，増資によって利用可能な量や範囲が拡大するわけではない。何らかのインセンティブとなりうるのは，事業を継続的に利用することが必要な場合であろう。

A農協で，農協の施設を利用する割合に応じて増資を依頼しているのは，利用の程度と出資金とを結びつけている例である。

第二は，第一の点とも重複するが，農協の経営そのものを存続させるための出資である。早期是正措置の導入後は，自己資本比率が基準に達しない場合には，業務停止命令も含めた措置が行われる。C農協では，「早期是正措置により，財務の強化，健全化が求められている」と，増資の説明を行っているが，これはとりもなおさず，農協のそのものの存続を増資の理由としていることになろう。

第三は，組合員にとって「出資は義務である」という意識である。A農協では，組合員に対し，増資の理由を「権利と義務」と説明し，組合員には納得されているようで

ある。また，B農協でも「出資を継続的に引き受けてくれる組合員は，それを義務と思っているのではないか」と農協側では受け止めている。「自分たちの農協」という組合員の意識がベースにあるのかもしれない。

第四は，農協および組合員組織とのつながりである。A農協でも，B農協でも，増資の依頼は，農事組合および農家組合という集落組織の責任者を通じて行われている。B農協では，「農家組合長は，各地区の互選で選ばれ，以前は専業農家などの有力者だったこともあるが，現在は兼業化が進んでいるため，持ち回りとなっている。このため，増資依頼といっても農家組合長が組合員の家に『増資のお願い』の用紙をおいてくるだけという場合もある」とのことであった。組合員組織の有り様が増資をすすめるうえでの一つのポイントとなっていることがうかがる。

なお，B農協では，農家組合長の依頼によって承諾の返事がもらえない場合には後日農協職員が組合員宅を訪問して再度依頼を行っている。またC農協では，最初から職員が増資依頼を行っている。組合員組織に代わって役職員が依頼する場合があることは，興味深い。

第五は，出資配当の獲得である。出資配当率は年々低下しているものの，貯金金利並み，あるいは若干高い場合には，貯蓄手段の一つとして，インセンティブとなろう。

ただし，比較的出資配当が高い組合は収益力があり，内部留保も充実しているため，増資を行っている割合はあまり高くないと思われる。南関東のD農協では，自己資本比率が18%と高水準である。自己資本増強は内部留保率引上げによって行っており増資は行っていないが，収益力を反映して，出資配当率は４％と高い水準である。

第六は，役職員による出資である。動向調査によれば，集計組合418中７組合から，役職員による出資が行われているとの回答があった。C農協においては，３年間の増資計画による増資予定額のうち，役職員による増資は全体の27%を占めている。組合員からは，配当がないこともありできれば増資に応じたくないとの声があるため，まず役職員が率先するという増資計画がたてられているのである。

以上をまとめてみると，内部留保率の引下げや増資が可能となった背景には，行政の指導や系統としての運動に加え，その基盤として，農協と組合員および組合員組織の強固なつながりがあると考えられる。

すなわち，農協の事業を継続して利用する必要性や農協および組合員組織とのつながりを重視した結果，組合員は増資に同意し，また出資配当率の引下げにも同意してきたのではないだろうか。

（注2） 三角澄之「基準クリアをめざして」『農業協同組合経営実務』1998年３月号

３．自己資本増強の障害

しかし，自己資本をめぐる環境を考えると，今後については，懸念材料が多い。

動向調査において,「自己資本増強の障害になっていること」について聞いたところ（自由記入欄），集計組合418のうち，100組合から回答があった。

これによれば，自己資本の増強が難しい要因は，大きく,①農協の利益減少と，②組合員の変化にまとめることができる（なお，担保不動産価値や固定資産増加に伴うリスクアセットの増加についての回答もあったが，ここでは省略する）。

農協の利益の減少は，①利ざやの縮小，②事業の低迷，③不良債権処理，④合理化が進まないということが背景となっている。また，これによって，①内部留保が減少する，あるいは，②配当率の引下げや見送りによって増資が難しいという結果につながっている。

また，組合員の変化とは，まず，組合員の高齢化や農業経営の悪化を背景として，正組合員数が減少していることである。このことは，出資金の減少につながるものである。また，他企業との競合のなかで，農協としてのメリットがアピールできず，組合員の農協離れがおきている。これが脱退につながる，あるいは，増資には応じないという組合員の行動をまねくことになる。

以上，現状において，農協で自己資本増強の障害となっていると認識されている点をまとめてみたが，次に今後について考えてみよう。

「昭和ひとけた世代」の農業者の農業生産からのリタイアが進むことによって，正組合員数の減少は加速化するであろう(注3)し，農業を取り巻く環境の悪化，他業態との競合激化なども，引き続き農協の自己資本増強の障害となる可能性が考えられる。

これまで農協の自己資本増強を支えてきた組合員と農協とのつながりが今後についても期待できるとは限らない。

長年農協にかかわりを持ち続けた「昭和ひとけた世代」の組合員のリタイアは，単に組合員数の減少という以上に，農協の支持基盤の脆弱化につながる可能性があるという点から，重要な意味を持つと考えられる。

さらに，IT関連の設備投資などに対応して，新たに資本増強の必要性が今後生じる可能性もある。

以上を勘案すると，これまで農協においてとられてきた自己資本増強の取組みだけでは，十分とはいえなくなる状況も，今後想定されるのではないだろうか。

（注3） 農家の高齢化については，内田多喜生「高齢化による農家・農村の変化と農協事業への影響」『農林金融』1998年12月に詳しい分析が行われている。

４．海外における資本増強策

（1） 自己資本増強手段の種類

そこで，海外の協同組織金融機関に目を向けて，わが国の自己資本増強についての

参考としてみたい。

まず，Edgar Parnell[注4]“Reinventing Co-operation－the challenge of the 21st century”を参考に，協同組合として可能と思われる自己資本増強手段を整理しておこう。

組合員からの資金調達を促進する手段および資本の外部流出を防ぐ手段としては，①出資に対する利子や配当の実施，②出資に応じた議決権の拡大，③利用分量等による強制的な出資割当，④資本水準の保持規定があげられる。

また，内部留保の方法としては，①利益からの出資金およびボーナス出資への振替，②回転信用の利用，③配当の抑制または未実施により利益を準備金へ積み立てる，というものが考えられる。

さらに，外部資本の利用としては，①議決権のない優先出資の発行，②子会社の設立，③ジョイントベンチャーの設立がある。

（注4） Edgar Parnellは，英国の協同組合に長年勤務するとともに，他の30か国の協同組合のマネージャーやコンサルタントを努めた経験を持つ。また，協同組合の研究機関であるプランケット財団のCEO（1985-1997）。

（2） 海外協同組織金融機関の自己資本増強策

次に，実際に，海外の協同組織金融機関において行われている自己資本増強策についてみることにしたい。

a．ドイツ

ドイツの協同組合銀行（単協段階）では，組合員の増資へのインセンティブを高めるために，①一人３票までの付加議決権，②出資金に対する利子支払が可能となっている。[注5]

また，会員以外からの自己資本調達手段として，優先出資に近い「享益証券」の発行が可能である。[注6]

b．フランス

フランスの協同組合金融機関であるクレディアグリコールの地区金庫（単協段階）における資本増強策としては，投資協同組合証券や利益参加証券による組合員外からの資本調達手段を持つことが注目される。[注7]

加えて，①出資金に対する利子支払を可能としている，②組合員の利用量に応じて出資金額が決定されることによって，組合員からの出資金の調達を促進する措置もとられている。さらに，自己資本保持規定により，協同組合の可変資本制についても一定の歯止めが掛けられている。[注8]

c．カナダ

カナダのフランス語圏の協同組織金融機関であるデジャルダン・グループの単協，ケス・ポピュレール（庶民経済金庫）の出資金は，本源的出資A，一種の投資出資B，預金型出資C，通過勘定D，永久出資Eの５種類からなる。

組合員による本源的出資には配当を行わないが，准組合員の本源的出資には配当が

つき，また，定期的な増資の一形態とみられる毎年10～11月に募集される投資出資Bは，出資４口に１口のボーナス出資というかたちで配当が行われる。

この配当部分は，現金で配当されることはなく，投資出資Bへの振替，または，永久出資Ｅの発行が行われる。前者には，年１回の払戻請求により持分額の10％まで払戻可能，後者には所有者の死亡事由のみにより払戻可能という制限がつけられている。

外部に配当という形で資本が流出することを制限する工夫がなされているのである(注9)。

ｄ．オランダ

オランダの協同組織金融機関のラボバンクグループは，1998年に「オープン・カスタマー・コーペラティブ」へと組織を変更することを決定した。この変更により，原則として単協であるメンバーバンクの地区内に居住あるいは勤務するすべての利用者は組合員となることが可能になる。一方，これまでラボバンクから借入を行う事業者は組合員になることが必要であり，また組合員には最大5,000ギルダーの有限責任を負うことが義務づけられてきたが，これらの規定は廃止された。1999年末までにはすべてのメンバーバンクにおいて，変更が行われることになっている。

また，2000年には，組合員証書（RABOBANK MEMBER CERTIFICATE）が発行された。これは，組合員および組合の役職員のみ購入可能で，国債利回りを１％上回る利子および配当が支払われる。また，この証券は，内部市場（internal market）のみで流通するものである(注10)。

このように，海外の協同組合金融機関では，フランス，ドイツにみられるように外部からの資本調達手段を持つところがある。

これに加え，組合員からの出資をより確実にするための工夫や，自己資本を外部に流出させないための様々な工夫が行われ，制度的手当てがなされている。

このなかには，利用量に応じた増資の割当など，日本においても個々の農協において行われているものもあり，今後の自己資本増強手段の選択肢として参考となると思われる。

また，ラボバンクのケースも興味深い。ラボバンクでは，高い収益力をもとに内部留保を中心として高い自己資本比率を達成している。このことが，出資および責任を義務づけることなく組合員になることを可能にするという組織変更の土台となったと推察される。

（注5） 横川洋「ドイツにおける協同組合の資本形成の多様化」『協同組合研究』第12巻第１号（1992年10月）

（注6） 小楠湊「実務面から見たドイツ協同組合の資本形成についてのコメント」『協同組合研究』第14巻第３号（1995年6月）

（注7） 堤芳夫「フランスにおける協同組織金融機関の自己資本調達手段について」『農林金融』1990年３月

（注8） 小楠湊「フランスの協同組合と組合金融の法的構造」内部資料

（注9） 荒井亮二，比企朋子「金融持株会社と海外協同組合金融機関の事例」『農林金融』1997年9月号

（注10） RABOBANK GROUP‘ ANNUAL REPORT 1999 ”およびラボバンクグループのホームページ（rabobankgroup.com）による。

５．むすび

前述のとおり，農協においても今年より優先出資による外部からの資本調達が可能となり，自己資本増強の選択肢が広がった。今後は，実際にどのように優先出資による自己資本増強が行われるか，注目されるところである。

また，現状の制度を前提とすると，今後，農協に求められることは，出資をしても農協を利用したいという農協であり続けることであろう。

現在までのところ，農協の自己資本比率は，その組合員の協同組合への継続的な利用の必要性や組合員同士のつながり等を土台に，比較的高水準を維持している。

しかしながら，高齢化や世代交代，農業をめぐる環境の悪化を考えると，組合員が従来どおりの農協とのつながりだけで，配当水準の引下げや増資への協力を行うかは疑問であろう。

現在および将来における，総合的なベネフィットについて，組合員の納得感を得ることがより重要になるのではないであろうか。

そのためには，農協側から組合員に対して，農協の事業とそれによって組合員が受け取るベネフィットについて，十分に説明を行うことも必要と考えられる。

（斉藤由理子・さいとうゆりこ**）**

大規模農業経営体の特質と資金利用をめぐる問題

―― 法人経営を中心として ――

〔要　　旨〕

1．大規模農業経営体の特質は，複合的経営や付加価値生産・販売にあると思われる。

2．大規模農業経営体の資金利用の特徴を探ると，以下の諸点があげられる。
①長期資金も運転資金も積極的に利用されているが，その利用度は作目別部門によってかなり差がある。
②長期資金の利用では，件数でみると公庫資金の利用が圧倒的に多く，しかもその借入方式は農協転貸が多い。
③運転資金の借入先は，「農協６：一般金融機関３：その他（個人，親族，別会社）１」の割合に大別される。
④運転資金の作目別の違いをみると，稲作と酪農では農協の利用が比較的多く，肉用牛と花き・花木では一般金融機関だけを利用するところが目立つ。
⑤農協の運転資金は，農協プロパーの短期資金や組合員勘定，営農貸越と，他事業の運転資金（購買未収）に大別される。

3．総じて，大規模農業経営体に特有の資金利用は，規模拡大および付加価値生産・販売に向けた借入と考えられる。

4．大規模農業経営体では農協以外からの借入が多いと一般に思われがちであるが，当該事例からすると農協以外の金融機関だけを利用する経営体は意外に少なく，農協と一般金融機関を併用するところや農協を中心に利用するところが多い。

5．その背景には，最近の金融機関をめぐる環境の変化から，一般金融機関においては農業向け融資が敬遠される傾向にある，という事情があげられる。

6．大規模農業経営体の法人化の契機や目的は，補助事業（制度資金）の利用におおいに関係しているが，そこでは投資による資本装備の高度化と補助事業の援用とが混同されているという問題が内在する。

7．補助事業利用等のための法人化が多くみられるなかで，資本装備や投資に対する姿勢を考えると，既存の法人経営体の多くは残念ながら要養育期の段階にあるととらえるのが妥当であろう。

8．法人化した大規模農業経営体に対する融資において，農協をはじめとする金融機関には多くの課題が残されている。

目　次

はじめに
１．大規模経営体の作目別の特質
（1）　農業センサスの法人を基準にした調査対象経営体の位置
（2）　経営体の部門別特徴
（3）　大規模経営体（４部門）の経営の特質
２．大規模経営体の資金利用にみられる部門別特徴
（1）　長期資金利用の部門別特徴
（2）　運転資金利用の部門別特徴
（3）　大規模経営体の資金利用の特徴
３．大規模経営体の資金利用をめぐる問題と農協系統金融の課題
（1）　大規模経営体の資金利用をめぐる問題点
（2）　金融機関をめぐる環境の変化と融資姿勢
（3）　大規模経営体の投資にかかわる問題
（4）　大規模経営体をめぐる農協（系統）の課題
おわりに

はじめに

日本農業の担い手として期待される法人経営は，一般農家に比べ収穫面積や飼養頭数，販売額などが際立って大きな経営であることを特質としている。しかし，これからの担い手として法人に注目が高まったのは新政策以降ということになる。

そこで改めて，法人経営の特質である大規模農業経営体（以下「大規模経営体」という）に注目し，その資金需要の動向を探り，それに対して農協が今後どのようにかかわっていくのか，ということを調査のねらいとしてヒアリングを行った。

農業全体からするとまだ個人経営の占める割合が大きい。したがって，法人に注目するのであれば，個人経営に対する法人経営の優位性も明示されなければならない。端的には，大規模化することの優位性や法人化の優位性が見いだされなければならない。だが，そうした比較検討は，多くの事例と詳細な分析を積み重ねる必要があることを課題として，意識しながら以下の点に絞って検討する。

まず，大規模経営体の特徴をとらえる必要がある。ただし，その切り口は資金需要面からとらえた特徴ということになる。次に，大規模経営体における資金利用の特徴である。その観点は，長期や短期の資金がどのように利用されているのか，その場合に農協とのかかわりはどうなのか，あるいは農協の各種事業利用と資金利用とがどう関係しているのか，といった点にある。そして，最後に大規模経営体の資金利用に対する農協の課題を提起することである。

なお，調査は法人を対象とした既存アンケートの結果や公表されている法人事例をもとに，当方であらかじめリストアップした100余のなかから後述する基準を参考に

大規模と思われる経営体を抽出し，直接アポイントをとってヒアリングを行ったものである。また，本稿の検討対象となった事例は，最近３年間に筆者を含む研究者グループが前記方法により実際にヒアリングできた44経営体である。一定規模以上の事例数としては決して少なくないであろうと思われる。

以下では，まずはじめに農業センサスを援用して対象となった経営体の規模を確認し，そのうえで44経営体を部門別に整理し，その結果得られた大規模経営体の特質や資金利用の特徴を明らかにしたい。

１．大規模経営体の作目別の特質

ここにとりあげた44経営体の作目別部門の内訳は，稲作16，肉用牛10，花き･花木11，酪農７である（作目別部門を以下では「部門別」とし，複合経営は金額の多い部門で代表させた)。その地域的内訳は，近畿がなく，北海道・東北にやや集中している。

部門別の特質を探る前に，まず対象となった各経営体の位置を農業センサスを使って確認しておきたい。これまでのところ大規模経営体という場合の大規模の基準が明確にされているわけではないので，ここでは農業センサス調査における経営体の販売額を物差しにして「大規模」を定義することにする。

(1)　農業センサスの法人を基準にした調査対象経営体の位置

ａ．大規模の基準

1995年農業センサス調査のなかの「農家以外の農業事業体調査」によって，販売金額別に全国の法人経営体を3,000万円未満，5,000万円未満，１億円未満，３億円未満，５億円未満，５億円以上の六つに便宜上分けることにする。すると全部門合計は，3,000万円未満で３割，3,000万円～１億円未満で３割，１億円以上で４割弱にくくられる（第１表)。

ここで，中間層よりも大きい階層を求めることにしておよそ６対４に分けられるところを求めると，全部門合計では１億円を基準として，それ以上の４割部分に属する経営体を見いだすことができる。この方法で同じように，部門別の区切りをそれぞれ求めてみると，稲作では3,000万円以上，肉用牛では１億円以上，花き･花木では５,000万円以上，酪農では「5,000万円～１億円未満」以上という販売金額を見いだすことができる。ここでは便宜的に，この基準額以上を大規模経営体と定義することにする（酪農は金額区分が細分化できないので「5,000万円～１億円未満」となるが，推計して上位４割を求めると約8,000万円がもとめられるので，厳密にはこれ以上のところをさすことになる)。

なお，95年センサスの全国の法人経営体4,922(販売目的の法人)は，一戸一法人が除外されている。しかし，ここでセンサス分類を援用するのは対象経営体の規模や位置を

第1表　農業センサスにおける法人の農産物販売金額１位の規模別分布と対象44経営体

（単位　%）

		経営対数	全体	3,000万円未満	3,000～5,000万円	5,000万円～１億円	１～３億円	３～５億円	５億円以上
センサス（全部門）		4,922	100.0	31.7	12.3	18.4	21.7	7.4	8.5
稲作部門	センサス	352	100.0	59.4	19.0	16.2	4.8	0.6	-
	対象経営体（万円）	16		97D－2,600	97A－3,300 97M－3,000 98A－4,000 98B－4,800 98C－4,300 99B－3,560	97E－7,500 97G－6,300 97I－7,600 98D－8,170 99A－5,000	97K－1億5,000 97S－2億8,000 97U－2億4,000 98E－1億(+9,000)		
肉用牛部門	センサス	613	100.0	24.5	10.6	22.5	25.3	8.8	8.3
	対象経営体（万円）	10				97K－7,500 98G－6,000	97G－2億6,000 97O－2億1,000 97S－1億6,000 98H－2億3,900	98F－3億3,100	97C－10億 97N－23億 97W－8億7,000
花き･花木部門	センサス	382	100.0	45.3	14.9	18.8	14.7	3.7	2.6
	対象経営体（万円）	11			98M－3,200	98J－8,000 98O－9,300	98I－1億700 98K－1億300 98N－2億 98P－1億7,000 99K－1億1,750 99L－1億3,000	99J－3億3,000	98L－5億3,000
酪農部門	センサス	307	100.0	21.5	19.2	30.6	22.8	3.3	2.6
	対象経営体（万円）	7		99E－2,800	99I－3,300	99F－8,200 99G－6,000	99C－1億7,000 99D－1億4,000	H－3億5,000	

資料　95年農業センサス『農家以外の農業事業体調査』
（注）１．農産物販売金額が第1位の分類で,組織形態が「法人」である事業体。
２．センサスの「法人」に1戸1法人は含まれていない。
３．肉用牛部門「センサス計」は肉用牛種と乳用種を合わせた経営体数の比率。
４．色アミ部分は大規模層。

知るためであり，本稿では一戸一法人や個人を含めて検討することに留意されたい。

b．対象経営体の位置

上記基準に基づくと，対象経営体のうち37経営体は各部門で上位４割に分布する大規模経営体ということになる。そのなかにはとりわけ規模の大きい経営体がいくつかみられる。稲作では16のうち４が上位5.4%層（１億円以上）に，肉用牛では10のうち３が上位8.3%層（５億円以上）に，花き･花木では11のうち２が上位6.3%層（３億円以上）に，酪農では７のうち１が上位5.9%層（３億円以上）に属している経営体である。これらは超大規模経営体と呼んでいいであろう。他方，対象経営体のうち７経営体（稲作１，肉用牛２，花き・花木１，酪農３）は大規模に属さない非大規模経営体であるが，以下の考察では大規模経営体に準じる経営体として，必要の都度これらに言及することにする。

c．形態別にみた分布

調査対象の選択では法人経営が優先されたが，個人（計7）と法人（計37＝農事組合法人13，有限会社22，株式会社２）という形態別の規模の違いをみておくと，超大規模経営体はいずれも法人であるものの，個人経

営のうち四つが大規模層に，三つはそれに達していない非大規模である。部門別では，稲作２，酪農４，花き・花木１の計７であるが，うち非大規模が花き・花木１，酪農２の計３である。したがって，対象の大規模経営体のなかには個人４が含まれていることに留意されたい（第２表）。

一方，法人経営には，農事組合法人と有限会社，さらに株式会社がある。前二者では規模によるこれといった違いは見当たらないが，二つの株式会社（これらは一つの経営体がいくつもの経営形態をとって活動しているケースで，実質的に一体的農業経営体と認め代表格の法人形態を採用した）は，いずれも超大規模層に属する。

第２表　44経営体の属性

	経営体	地域	形態
稲作	97Ⅰ	北海道・東北	有限会社
	97M	北海道・東北	有限会社
	97E	北海道・東北	有限会社
	97D	北海道・東北	有限会社
	97G	北海道・東北	農事組合法人
	97K	北陸・東海	有限会社
	97S	北陸・東海	農事組合法人
	97A	北陸・東海	農事組合法人
	97U	北陸・東海	有限会社
	98A	北海道・東北	個人
	98B	北海道・東北	有限会社
	98C	北海道・東北	有限会社
	98D	北海道・東北	有限会社
	98E	北海道・東北	農事組合法人
	99A	北海道・東北	個人
	99B	北陸・東海	農事組合法人
肉用牛	97O	北海道・東北	有限会社
	97C	北海道・東北	有限会社
	97S	北海道・東北	有限会社
	97G	中国・四国	農事組合法人
	97N	中国・四国	株式会社
	97W	九州・沖縄	農事組合法人
	97K	九州・沖縄	農事組合法人
	98F	北海道・東北	農事組合法人
	98G	九州・沖縄	農事組合法人
	98H	九州・沖縄	有限会社
花き・花木	98Ⅰ	北海道・東北	有限会社
	98J	北海道・東北	有限会社
	98K	北海道・東北	有限会社
	98L	関東・東山	有限会社
	98M	関東・東山	個人
	98N	関東・東山	農事組合法人
	98O	九州・沖縄	有限会社
	98P	九州・沖縄	有限会社
	99J	北陸・東海	株式会社
	99K	北陸・東海	有限会社
	99L	中国・四国	農事組合法人
酪農	99C	北海道・東北	農事組合法人
	99D	北海道・東北	個人
	99E	北海道・東北	個人
	99F	北海道・東北	個人
	99G	中国・四国	有限会社
	99H	中国・四国	有限会社
	99Ⅰ	関東・東山	個人

それでは，対象44経営体の調査結果に基づき各経営体の部門別特徴を明らかにし，それを踏まえてそれぞれの特質を探ってみることにする。なお，概して事例数が少ないと思われる部門は，関連の資料や調査を補足・活用している。

（2）　経営体の部門別特徴

ａ．大規模稲作経営に特徴的なこと

16経営体からなる稲作に共通すると思われる特徴をあげれば次の諸点であろう（第３表）。

①大規模稲作が展開する地域は，ある程度範囲が絞られ，日本列島の北部（北海道や東北，北陸）にやや多く点在する。

②個人形態を別にして，ここに規定するような大規模稲作になると法人の構成戸数は，一戸一法人よりも２戸～６戸といった複数戸から成るところの方が多い。

③大規模稲作の経営面積は，どちらかといえば規模が大きい経営で借地の占める割合が大きくなるが，農地保有の形態には地域性がみられる。例えば，北海道では所有の割合が大きく，北陸では借地の割合が大きいといった傾向が認められる。

④大規模稲作では，転作作物のほか農産

第3表　稲作　16経営体の概要

	構成戸数（戸）	役員・組合員（人）	代表者年齢（歳）	常時就業者数（人）	出資金・資本金（万円）	農協組合員（資格有）	規模（ha）	うちその他作物の作付（ha）	総販売額（万円）	米の販売先	複合経営	別法人
97Ⅰ	1	3	51	4	2,560	法人，代表個人	個有11＋法有21＋借30＝62	－	7,600	農協，米販売業者，実需者	－	－
97M	1	2	43	3 3	350	代表個人	有20＋借8＝28	小麦10	3,000	農協，地元米販売業者，地元スーパー	－	－
97E	3	3	47		500	法人，代表個人	全面受託18，生産委託20	－	7,500	消費者，百貨店，実需者	餅加工，受託	－
97D	2	2	42	3	600	法人，代表個人	全面受託17.4	－	2,600	農協	造園（別法人）	有限1（土木・造園）
97G	3	6	43	4	990	法人，代表個人	借22.6	花1，野菜0.1	6,300	農協，遠隔地の米小売	野菜・花き	－
97K	3	5	42	8	1,000	法人，代表個人	個有15＋借30＝45	大豆10	15,700	農協，スーパー，消費者，当社会員，百貨店	餅加工，農産	－
97S	6	6	50	10	4,100	法人，代表個人	借111.8	－	28,100	農協，生協，スーパー，米卸，米小売，百貨店	造園・農産販売（別法人）・資材購買	有限2（稲作）有限1（造園），株式1（購・販）
97A	5	8	64	3	730	法人，代表個人	借18	スイカ	3,300	農協	－	－
97U	3	3	55	9	300	法人，代表個人	全面受託50	小麦，大豆，トマト	12,000	農協	水耕栽培野菜	－
98A	1	－	47	2	－	代表者	有22.5＋借7＝29.5	ソバ3，麦1	4,000	農協（98%），直売（2%）	－	－
98B	1	4	32	3	1,000	法人，父親	個有49＋借3＝52	ソバ20，牧草5	4,800	農協（85%），農薬店等（15%）	－	－
98C	1	3	48	5	1,000	法人，代表者，父親	個有10＋14.5＝24.5	－	4,300	県外米小売（99%），縁故者（1%）	－	－
98D	6	6	50	6	300	法人，代表者，父親	個有16＋受14＝30	梅	8,170	消費者（80%），農協（20%）	梅干加工	－
98E	3	2	56	9	？	法人，代表者，父親	個有63＋借7＝70 牧100	畑作10（小麦，大豆，馬鈴薯，カボチャ，メロン）	10,000（8,900）	農協＝県外スーパー（70%），消費者（30%）	肉牛（50%）	－
99A	1	－	45	2	－	代表者	有52＋借2＝54	麦（24ｈａ）	5,000	農協，一部直売	－	－
99B	24	？	66	7	898	法人	個有32	大麦，大豆	3,560	農協	－	－

（注）　色アミのかかった経営体は超大規模経営体（以下同じ）。

加工を含めた複合的経営も多くみられる。

⑤農協とのかかわりでは，規模の大小を問わず全般に販売先として農協の占める割合の大きいところが多いが，これは米販売の制度的背景を共有するためで大規模経営体にあっても例外ではない。そうしたなかで，大規模経営体には農協以外に積極的に直売するところや，形式的に農協を通じ実質的に直売をしている経営体も散見され，それは良質米地帯に比較的多くみられる。

また，生産資材の購買では程度の差こそあるものの農協が利用されているとみていい。

第4表　肉用牛　10経営体の概要

	構成戸数（戸）	役員・組合員（人）	代表者年齢（歳）	常時就業者数（人）	出資金・資本金（万円）	農協組合員（資格有）	飼養頭数（頭）	種類	経営内容	総販売額（万円）	販売先	複合経営	別法人
97O	1	3	51	3	4,300	法人	770	乳用種	肥育	21,000	別会社（地元スーパー，関西食肉卸，市場）	素牛，成牛・加工肉販売（別法人）	有限1〔素牛売買〕
97C	1	5	76	45	600	代表個人	3,800	乳用種，肉用種（F1）	育成	100,000	経済連，同社レストラン専門農協，商系業者	焼肉・ステーキレストラン，肥育（個人）	個人1〔肥育〕
97S	3	4	69	7	1億9,800	法人，代表個人	320	乳用種，肉用種（F1）	育成，肥育	16,300	農協同社スーパ	酪農（肥育より販売額大）	―
97G	4	4	38	6	1,550	法人，代表個人	750	肉用種（F1，黒毛和種）	肥育	26,200	一部門，食肉卸，食肉小売，実需者	肥育（構成員個人も）	―
97N	1	3	70	88	2,500	法人（農事）	4,700	肉用種（和牛，F1）乳用種	肥育	230,000	別会社（食肉卸，レストラン）	解体・卸売・小売（スーパー）・食肉加工	農事1〔肥育〕有限1〔肥育〕
97W	4	6	?	16	2,160	法人，代表個人	3,000	肉用種（黒毛和種）	繁殖，肥育	87,800	商系業者	焼肉・ステーキレストラン・食肉卸（別法人）	有限1〔焼肉・ステーキ〕
97K	2	5	48	3	24	法人，代表個人	200	肉用種（黒毛和種）	肥育	7,500			
98F	3	4	59	10	2,100	法人	590	肉用種	肥育	33,100	市場，別会社（直販，レストラン）	資材供給，食肉直売（各々別法人）	有限2
98G	1	5	49	2	10	代表者	200	乳オス，肉用（F1）	肥育	6,000	専門農協	堆肥販売	―
98H	―	1	―	7	300	専門農協直営	牛330 豚2,400	乳オス，肉用牛（F1），肉用豚	牛肥育，豚育成，肥育	23,900	専門農協	養豚（売上5割）	―

b．大規模肉用牛経営に特徴的なこと

10経営体のなかで肉用牛に共通すると思われる特徴としては次の諸点があげられる（第４表）。

①偶然にしても全てが法人形態をとっている。しかし他部門に比べ概して構成員戸数は少ない。

②販売金額が1億円以上では複合的経営がみられ，３億円以上になると高付加価値販売をめざした焼肉やステーキのレストラン，食肉加工を併設・兼営するところもみられる。

③大規模経営体のなかには，繁殖・育成・肥育の段階を，個人や別法人に形式的

第5表　花き・花木　11経営体の概要

	構成戸数（戸）	役員・組合員（人）	代表者年齢（歳）	常時就業者数（人）	出資・資本金（万円）	農協組合員（資格有）	種類	農地・施設規模（ha）	総販売額（万円）	販売先	複合経営	別法人
98Ⅰ	1	2	59	7	900	法人,代表者	鉢花（りんどう，他）	有1＋借1．5＝2．5 ハウス0．8	10,700	市場(4割)，農協(4割)，量販店(2割)	―	―
98Ｊ	1	3	41	7	500	法人,代表者	切花(ユリ，リンドウ)	個有3 ハウス0．6 稲作3	8,000	農協(3割)，市場(7割)	稲作	―
98Ｋ	1	1	40	5	300	法人，父親	芝	個有4.2＋借11＝15．2 稲作3．4	10,300	直売	稲作	―
98Ｌ	1	1	47	65	500	代表者	鉢花・切花(洋ラン)	有＋借＝2	53,000	グループ会社,直売	販売(別法人),種苗生産(別法人)	株式会社1,有限会社1
98Ｍ	1	―	50	8	―	代表者	切花（バラ）	個有0．5 うちハウス0.3	3,200	市場(5割)，別会社(5割)	販売(別法人)	有限会社1
98Ｎ	5	5	49	20	900	法人	鉢花・種苗(多種類)	有1＋借2＝3 全てハウス	20,000	直売(通年供給システム)	システム販売(別法人)	株式会社1
98Ｏ	8	8	50	17	800	法人	切花(カーネーション)	個有1．1＝1．1	9,300	市場(9割)，直売・量販店(1割)	―	―
98Ｐ	1	3	39	6	1,200	代表者	鉢花･種苗(多種類)	個有1＝1	17,000	直売〈ホームセンター，造園業者(各3割)〉，市場(3割)	―	―
99Ｊ	3	3	50	34	1,000	？	種苗開発，鉢花（コチョウラン）	―	33,200	市場(9.8割)，直販(0．2割)	―	個人（育苗）
99Ｋ	2	2	35	10	300	法人，代表者（いずれも准）	鉢花(セントポーリア，ベゴニア)	個人有地0.3＋借地0.5＝ハウス0.8	11,750	専門農協(?)，卸業者(？)	―	―
99Ｌ	3	4	48	16	？	法人，構成員	切花，種苗(カーネーション)	構成員有地8，うちハウス1.7	13,000	市場,種苗メーカー	―	―

に分け，実質的に一貫経営をしているところが散見される。そうした方式を採用する理由には，税金対策，個人と法人との利益配分，補助金の受け皿づくりなどがあげられる。

④農協とのかかわりでは，屠畜を伴う肉用牛の場合，専門農協や経済連を通じた市場出荷が多いが，規模が大きくなると販売の別会社を通じた出荷もみられる。

c．大規模花き・花木経営に特徴的なこと

11経営体のなかで大規模な花き・花木経営に共通する特徴をあげれば次の諸点であろう（前頁第５表）。

①大規模な花き・花木が展開する地域は，北海道以外の全国であるが，それは面ではなく点在している。

②全般にこの部門は，これまでみてきた稲作や肉用牛に比べて従業員・パートが多い。

③経営形態は，個人経営や一戸一法人が多くみられる。しかし，大規模な花き・花木になると，種苗開発や育種，販売などの各段階の分業が進み，それを個人や法人に人格を分けそれらを一体的に受け持つグループ経営が散見される。

④販売金額が大きな花き・花木経営には，洋ランなど単価が高いものがある。

⑤農協とのかかわりでは，花き・花木の販売先として農協出荷の割合が比較的大きいところもみられるが，それらは産地化した地域や切り花が主体の地域である。しかしその一方で，例えば芝の生産・販売や，テーマパーク等の特定需要に適応した周年供給によるシステム販売もみられ，農協出荷に適合する販売ばかりとは限らない。

また，花き・花木部門では専門性の高い資材が多いうえに生産者が点で分布するため，農協よりも専門商社やメーカーから生産資材を購入する経営体が多くみられる。

d．大規模酪農経営に特徴的なこと

酪農に共通すると思われる特徴をあげれば次の諸点があげられる（第６表）。

①ほかの部門に比べ，大規模酪農は複合経営や付加価値販売を手がけるところが少

第6表　酪農　７経営体の概要

	構成戸数（戸）	役員・組合員（人）	代表者年齢（歳）	常時就業者数（人）	出資金・資本金（万円）	農協組合員（資格有）	飼養頭数（頭）	総販売額（万円）	販売先	複合経営（数値＝販売額割合）
99Ｃ	3	6	65	8	？	法人，構成員	200	17,000	農協	酪農5,畑作3，ハウス野菜2
99Ｄ	－	－	36	4	－	代表者	280	14,000	農協	－
99Ｅ	－	－	62	2	－	代表者	44	2,800	農協	－
99Ｆ	－	－	44	2	－	代表者	100	8,200	農協	－
99Ｇ	1	5	50	4	300	代表者	150	6,000	専門農協	－
99Ｈ	2	2	48	15	570	法人,代表者	450	35,000	専門農協	－
99Ｉ	－	－	64	3	－	代表者	60	3,300	専門農協	酪農6,肉牛4

ない。その理由には，酪農経営に付随する時間的な制約がある思われる。

②農協とのかかわりでは，生乳指定団体制度にともなって，専門農協や総合農協を通じた出荷形態が支配的であるが，これは国内の生乳需給の構造的問題と表裏の関係にあって，大規模経営体にあっても個別に対処できるところは極めて少ないと思われる。また，生産資材の購入においても農協が利用されている。

(3) 大規模経営体（４部門）の経営の特質

それでは，以上の４部門の44経営体をもとに，大規模経営体の共通点や相違点を整理して特質を探ってみよう（第７表）。

第一は，販売額規模に関してである。それぞれの部門には，ここで定義した大規模経営体のなかでも超大規模経営体が存在し，それらはそれぞれの部門において飛びぬけて規模の大きなトップ集団を形成している（本事例にはそれらの一員に数えられる経営体がある）。

第二は，法人の構成戸数に関してである。国内の農業生産法人は一戸一法人が多数を占めるが，本事例においても肉用牛や花き・花木，および酪農（事例は少ないが）の法人は，一戸一法人や２戸～３戸から成る法人が全般に多い。しかし，稲作の大規模法人は一戸一法人もみられるものの，３戸以上の構成から成るところも多く，この点で他の３部門との違いが認められる。これは大規模であることに加えて，土地利用型に付帯する共同性の強い経営類型によるものであろう。

第三は，生産や販売の方法に関してである。酪農(個人形態が多かったせいか，該当事例がなかった)を除く３部門においては，複合的経営や付加価値生産・販売に積極的に取り組む事例が少なくない。肉用牛や花き・花木の大規模経営体では，それが発展して分業化が進み，さらにこれらの分社化や別会社化を果たしているところも散見される。これらは部門を越えて大規模経営体に共通するものと考えられる。

第四は，農協出荷に関してである。農協(含む，経済連，専門農協)を主体に生産物を販売する経営体が４部門に共通して大勢を占める。しかし，販売先の選定や販売方法が部門間すなわち生産物の特性によって規定されるという側面が少なからず認められる。

食糧制度に連関したとも補償制度や生乳指定団体制度によるとも補償制度の利用を前提にすれば，稲作や酪農はそれぞれおのずと農協出荷が求められるという事情がある。もちろん，大層を占めるまでに至らないが，そうした仕組みに依存しない販売もあり得る。それは毎日生産・毎日運搬が伴う酪農よりも，商品劣化のスピードが遅い稲作において一層可能ではある。

肉用牛にあっては，生産物の多くが和牛やそれに準じたＦ1など,全般に都市市場でこそ期待価格の実現が見込まれる。このため運搬コストを考慮すると，合理的な判断として農協出荷に向かうという傾向が認め

第7表　農協の経済事業（販売・購買）の利用

	経営体	農協経済(販売)事業と接点	農協経済(購買)事業との接点
稲作	97Ⅰ	農協出荷(９割)	一部,農協利用(農機具など農協経由の制度資金利用のものに限定)
	97M	一部,農協利用(３割強)	農協利用なし(生産資材のほとんどは商系業者)
	97E	農協利用なし(全量直売)	農協利用なし(生産資材のほとんどはメーカー直接ないし商系業者)
	97D	農協出荷(10割)	農協利用(ほとんどの生産資材)
	97G	農協出荷(米実質８割,その他10割)	農協利用(燃料を除く,ほとんどの生産資材)
	97K	農協出荷(５割)	農協４割,商系６割。大型農機具(農協経由の制度資金利用のものに限定)や燃料など
	97S	一部,農協利用(実質ほぼ全量を直売)	農協利用なし(生産資材のほとんどを直接仕入)
	97A	農協出荷(９割)	農協と商系の両方を利用
	97U	農協出荷(10割)	農協利用(ほとんどの生産資材)
	98A	農協出荷(ほぼ10割)	農協利用(ほとんど生産資材)
	98B	農協出荷(ほぼ10割)	農協(農機具ローンを組むため)と商系の両方を利用
	98C	農協利用なし(全量直売)	農協(資金利用の関係から機械のみ)と商系の両方を利用
	98D	一部,農協出荷(半分以上を直売)	農協(農機具のみ。借入のため？)と商系の両方を利用
	98E	農協出荷(７割)	ー
	99A	農協出荷(ほとんど農協,一部直売)	農協利用(ほとんどの生産資材)
	99B	農協出荷(ほぼ10割)	農協利用(ほとんどの生産資材)
肉用牛(右欄につづく)	97O	農協利用なし(全量を同一経営の別会社から直売)	農協利用なし(生産資材(配合飼料)のほとんどは経済連８割強と商社２割弱)
	97C	農協利用なし(全量を経済連に販売)	農協利用なし(生産資材(配合飼料)のほとんどは直接メーカーから)
	97S	専門農協出荷(ほぼ10割)	専門農協と商系の両方を入札で利用
	97G	農協出荷(ほぼ10割)	農協利用(すべての子牛,飼料等の生産資材)
	97N	一部,農協利用(醗酵堆肥の販売を農協委託のみ)	一部,農協利用(付合い程度に粗飼料)
	97W	農協出荷	農協利用(全体の75%の飼料)
	97K	農協利用なし(全量商系への販売)	一部,農協利用(燃料,費用,農薬のみ。素牛は家畜市場から,飼料は商系から購入)

	経営体	農協経済(販売)事業と接点	農協経済(購買)事業との接点
肉用牛	98F	農協利用ほとんどなし(ほぼ全量を商系組合に販売)	農協利用なし(素牛を市場から。生産資材(飼料)のほとんどを別会社を通じ,メーカーから)
	98G	専門農協出荷(ほぼ10割)	専門農協利用(子牛,飼料等の生産資材)
	98H	専門農協出荷(ほぼ10割)	専門農協利用(子牛,飼料等の生産資材)
花き・花木	98Ⅰ	一部,農協利用(鉢物部会を通じ全体の４割)	農協利用なし(商系のみ)
	98J	一部,農協利用(全体の３分の１)	一部,農協利用(生産資材の２割)
	98K	農協利用なし(全量直販)	一部,農協利用(農薬と肥料の一部)
	98L	農協利用なし(全量を直販と通販)	一部,農協利用(プロパンのみ)
	98M	農協利用なし(全量を市場,通販,別会社に卸売)	農協利用なし(商系専門業者)
	98N	農協利用なし(全量直販)	ほとんど,農協利用(商系専門部)
	98O	一部,農協利用(共撰組織を通じ市場に全体の９割)	一部,農協利用(入札により購入)
	98P	農協利用なし(卸売,直販,市場に各々３分の１)	農協利用なし
	99J	農協利用なし(市場６割,卸売３割,直販１割)	農協利用なし(商系専門卸業者)
	99K	一部,農協利用(専門農協と卸売業者)	農協利用なし(専門メーカー,商社)
	99L	農協利用なし(市場出荷と種苗メーカーと契約育苗)	ほとんど,農協利用なし(商系専門卸)
酪農	99C	ほとんど,農協利用(メロンを除く)	農協利用
	99D	農協利用(指定団体)	一部,農協利用(農協と商系業者)
	99E	農協利用(指定団体)	一部,農協利用(農協と商社)
	99F	農協利用(指定団体)	一部,農協利用(農協と商社)
	99G	農協利用(指定団体)	一部,農協利用(農協と商社が半々)
	99H	農協利用(指定団体)	一部,農協利用(入札により購入)
	99Ⅰ	酪農連	農協利用

られる。

これに対し，花き・花木は生産方式や種類で特化した経営が多く，しかも市場占有率の高い経営体が全国に点在するという構造にある。単品の切り花や鉢物に特化した大規模経営体が農協および市場を通じて出荷するケースも多いが，しかし大型の行楽施設や空港等の公共施設などに多種類の生産物を周年供給・維持するようなシステムで販売する場合は，販売先との相対取引が一般的である。これは一種の付加価値販売であるが，花き・花木ではこうした市場を通さない販売も顕在化してきている。これなどは，農協が介在する余地の少ない事例である。

しかし，これらの出荷先の違いは規模別によるものではなく部門別特性によるものであると考えられる。つまり，大規模であっても生産物の特性すなわち部門別の特性に基づく制度や流通形態によるものと考えられるからである。

第五は，生産資材の購入に関してである。花き・花木を除く３部門で，程度の差はあっても農協ないし専門農協から生産資材を購入する経営体が比較的多い。とりわけ，稲作と酪農に利用度の高い経営体が多く，これは販売部面でみられた農協とのかかわりと一部共通するものがあると思われる。これに対して，花き・花木は専門性の高い資材が多いこともあって，農協よりもむしろ専門商社やメーカーの利用が合理的と判断されているものと思われる。

このように４部門を通してみてみると，生産物の特性から離れて見いだされる大規模経営体の特質は，第三であげた複合的経営や付加価値生産・販売，なかでも後者の「付加価値生産・販売」にあると思われる。

そこで，以下ではこれらの経営と密接に関連する資金利用をみていこう。

２．大規模経営体の資金利用にみられる部門別特徴

(1)　長期資金利用の部門別特徴

ここで対象とした大規模経営体において利用される長期資金の資金種類と使途について，その特徴をあげると次のようになる（第８表）。

ａ．利用資金

第一の特徴は，４部門に共通して，長期資金の利用が無い経営体は極めて少なく，言い換えれば大規模経営体においては何本かの長期の資金借入があることである。部門別では，花き・花木で一つの資金のみを利用するところがやや目立ち，反対に他の３部門では複数資金の利用が圧倒的に多く，とりわけそれが稲作と酪農の大規模経営体で顕著にみられる。

第二は，４部門（該当経営体39）を通して利用されている資金をみてみると，公庫資金（30）が圧倒的に多く，ほとんどの経営体が利用しているといっても過言ではない。また，これに次いで農業近代化資金（17）と農協プロパー資金（15）の利用が多いものの，その数は該当経営体の半分に満たな

第8表　44経営体の長期資金の借入先等

	経営体	地域	形態	設立(年)	借入窓口	残高(最近時)(万円)	資金種類	主な資金使途
稲作	97Ⅰ	北海道・東北	有限会社	1972	農協	2,900	農林公庫(転),農業改良	農地取得,農機具購入
	97M	北海道・東北	有限会社	72	農協	5,700	農林公庫(?),農業改良	農地取得
	97E	北海道・東北	有限会社	94	農協,農公庫	1億1,000	農林公庫(直),近代化	加工施設建設
	97D	北海道・東北	有限会社	88	農協	1,800	農林公庫(転),農業改良,近代化,農協	農機具購入
	97G	北海道・東北	農事組合法人	86	農協,信連	6,200	農林公庫(信直),近代化,農協	施設建設,農機具購入
	97K	北陸・東海	有限会社	84	農協,地銀,信金	5,400	農林公庫(転),近代化	農地取得,施設建設,農機具購入
	97S	北陸・東海	農事組合法人	72	農協,地銀	1億9,800	農林公庫(転)	施設建設,農機具購入
	97A	北陸・東海	農事組合法人	72	農協	650	農林公庫(転),近代化	農機具購入
	97U	北陸・東海	有限会社	95	農協	4億6,000	農林公庫(転),近代化	施設建設,農機具購入
	98A	北海道・東北	個人	―	農協	6,140	農林公庫(転),年金,近代化,農協	農地取得,施設建設,農機具購入
	98B	北海道・東北	有限会社	90	農協	1億900	農林公庫(転),県単,年金,農協	農地取得,農機具購入
	98C	北海道・東北	有限会社	94	農協	1,300	農林公庫(転),農協,県単	経営再建,農機具購入,災害対策
	98D	北海道・東北	有限会社	95	農協	3,400	農林公庫(転),農業改良	施設建設,農機具購入
	98E	北海道・東北	農事組合法人	66	農協,信金	1億4,760	農林公庫(転),農協,県単,町単	農地取得,農機具導入,素牛導入,災害対策
	99A	北海道・東北	個人	―	農協	1億1,730	農林公庫(転),年金	農地取得
	99B	北陸・東海	農事組合法人	88	農協	1,270	?	?
肉用牛	97O	北海道・東北	有限会社	91	農公庫,地銀	1億500	農林公庫(直),地銀	土地取得,施設建設,農機具購入
	97C	北海道・東北	有限会社	87	農公庫	2億4,000	農林公庫(直)	素畜導入
	97S	北海道・東北	有限会社	73	―	なし	(自己資金)	施設建設
	97G	中国・四国	農事組合法人	73	農協	1,700	近代化	設備導入
	97N	中国・四国	株式会社	70	地銀,信組,農林中金	12億5,000	地銀・信組・農林中金	加工施設建設
	97W	九州・沖縄	農事組合法人	82	農協,地銀	9億2,100	農林公庫(転),農業改良,近代化,農協,地銀	施設建設, 店舗建設
	97K	九州・沖縄	農事組合法人	73	家畜商組合,農協	2,600	農林公庫(?),町,農協,家畜商組合	素畜導入
	98F	北海道・東北	農事組合法人	83	組合員,農協,地銀	2億6,100	報酬・賞与振替,近代化,地銀	運転資金振替,施設建設
	98G	九州・沖縄	農事組合法人	81	専門農協	?	専門農協	施設建設
	98H	九州・沖縄	有限会社	88	専門農協,農林中金	?	専門農協,農林中金	施設建設,素畜導入
花き・花木	98Ⅰ	北海道・東北	有限会社	64	信農連,農協	?	農林公庫(転),農協	施設建設
	98J	北海道・東北	有限会社	97	農協	2,300	農林公庫(転),農協	農地取得,農機具購入
	98K	北海道・東北	有限会社	87	農協,地銀	850	近代化,地銀	施設建設,農機具購入
	98L	関東・東山	有限会社	75	農協	2億	近代化,農業改良	施設建設
	98M	関東・東山	個人	―	農協	2,500	農林公庫(転)	施設建設
	98N	関東・東山	農事組合法人	72	信農連	1億1,000	農林公庫	農地取得,施設建設
	98O	九州・沖縄	有限会社	94	信農連	?	近代化	施設建設
	98P	九州・沖縄	有限会社	88	農協,信農連	4,000	農林公庫,近代化,県単	施設建設
	99J	北陸・東海	株式会社	84	信金,役員,株主	1億3,000	信金	土地取得,施設建設,種苗購入
	99K	北陸・東海	有限会社	95	農協	1億4,300	農林公庫(転)	補助残(施設建設)
	99L	中国・四国	農事組合法人	74	―	なし	―	―
酪農	99C	北海道・東北	農事組合法人	60	農協	1億1,170	農林公庫(転),農協,農業改良	農地取得,農機具購入,施設建設
	99D	北海道・東北	個人	―	農協	5,000	農林公庫(転),農業改良	施設建設,農地取得
	99E	北海道・東北	個人	―	農協	?	近代化	補助残(施設建設,農機具購入)
	99F	北海道・東北	個人	―	農協	8,640	農林公庫(転),経済連預託,農協	補助残(施設建設,農機具購入),家畜導入
	99G	中国・四国	有限会社	84	農協,農林公庫	1億4,360	農林公庫(直),近代化,農協,市	農地取得,施設建設,農機具購入,家畜導入,負担金
	99H	中国・四国	有限会社	83	農協,農林公庫	4億3,000	農林公庫(転)(直),近代化,農業改良,市,経済連預託	農地取得,施設建設,農機具購入,家畜導入,負担金
	99Ⅰ	関東・東山	個人	―	―	なし	―	―

(注)　残高等は調査時点のもの。

い。さらにこれに次ぐ，農業改良資金（9）と一般金融機関プロパー資金（6）になると，利用されている部門にやや偏りがみられる。

第三は，圧倒的に利用の多い公庫資金（ここでは具体的な資金名を捨象している。また，あくまでも経営体が利用する資金の数を基にしていて，同一資金の数や規模は無視しているので留意願いたい。）に着目すると，部門間に利用の濃淡がある。稲作と酪農で公庫資金の利用が多く，花き・花木がこれに次いで多いが，肉用牛では公庫資金の利用が多いとは必ずしも言えない。したがって，長期資金では公庫資金の利用が圧倒的に多いものの，部門別でみるとその利用に差がある，と思われる。

なお，公庫資金の借入の仕方は，全般に直貸が少ない。しかし，少ないなかでも肉用牛では直貸利用がやや多いのではないか，と推測される。

b．資金使途

次に，それらの資金使途についてである。

①長期資金の使途の主なものとして農地（土地）取得，施設建設，農機具導入，素畜導入，種苗導入などがあげられる。いずれも規模拡大に伴う資本装備の高度化のための資金である。

稲作，花き・花木，酪農における農地（土地）取得資金と，肉用牛，花き・花木，酪農における素畜導入や種苗導入のための資金，それに肉用牛，花き・花木，酪農における施設建設資金は，規模拡大に直接的に結び付く資金であろうと考えられる。また，農機具導入のため稲作（含む，作業受託）や酪農などに多く利用される資金も，規模拡大を助ける資金であろう。

②土地利用型（一部，酪農部門）でみられるように，農機具は部門によって更新のスピードが速いものがあるが，そこでは農機具購入のための資金が多用される。したがって，農機具導入資金は，土地利用型を中心に利用が多く，しかも反復・継続して利用される度合いの高い資金と考えられる。

（2） 運転資金利用の部門別特徴

次に，大規模経営体が利用する運転資金（前記の長期資金との対比で短期資金と表記すべきところであるが，本稿では経営の継続性を含めた表現としてニュアンスがより近い「運転資金」と表記）に対しての借入先と使途について，その特徴をみてみよう（第9表）。

a．借入先

第一は，まず運転資金の借入が無い経営体が極めて少ないことが4部門に共通してみられる。わずかに借入が無かったところはあるが，そこでは長期におよぶ内部留保で借入が不要であったり，経営体と代表者個人や親族からの借入で賄われている。

第二は，運転資金の借入先（含，複数）を大まかに区分すると，「農協6：一般金融機関3：その他（個人，親族，別会社）1」の割合になる。

第三は，運転資金の借入先（同）に農協をあげる大規模経営体が全般に多いが，この

第9表　44経営体の運転資金の借入先等

	経営体	地域	形態	設立(年)	借入先と種類	最も必要な時期	その主な使途
稲作	97Ⅰ	北海道・東北	有限会社	1972	農協〈組合員勘定〉	4～5月	春作業労賃の支払い
	97M	北海道・東北	有限会社	72	農協〈当座貸越〉,プロパー	?	?
	97E	北海道・東北	有限会社	94	地銀	10～11月	集荷買入れ代金
	97D	北海道・東北	有限会社	88	農協〈組合員勘定〉,別会社余裕金	5～6月	農協組合員勘定精算期
	97G	北海道・東北	農事組合法人	86	農協〈当座貸越,購買未収〉,スーパーS資金	?	?
	97K	北陸・東海	有限会社	84	農協〈当座貸越〉,スーパーS資金,地銀	10月	地代支払い
	97S	北陸・東海	農事組合法人	72	農協,地銀,信金,スーパーS資金	5～6月	給料支払い
	97A	北陸・東海	農事組合法人	72	農協,〈営農貸越〉,プロパー	3～5月	春作業労賃の支払い
	97U	北陸・東海	有限会社	95	地銀	6～7月	?
	98A	北海道・東北	個人	－	農協〈組合員勘定〉	5月末	肥料,資材代金の支払い
	98B	北海道・東北	有限会社	90	農協〈組合員勘定〉	5月末	春作業労賃の支払い
	98C	北海道・東北	有限会社	94	農協〈組合員勘定,農協資金〉	4月末	春作業労賃の支払い
	98D	北海道・東北	有限会社	95	農協〈購買未収〉	12月	借入（制度資金）の返済
	98E	北海道・東北	農事組合法人	66	農協〈組合員勘定〉	5月	資材,飼料代金の支払い
	99A	北海道・東北	個人	－	農協〈組合員勘定〉	?	借入金の償還
	99B	北陸・東海	農事組合法人	88	組合員	?	?
肉用牛	97O	北海道・東北	有限会社	91	地銀,国民公庫	－	事業開始期の資金繰り
	97C	北海道・東北	有限会社	87	農協〈貯金〉	なし	（自己資金）
	97S	北海道・東北	有限会社	73	総合農協,専門農協,個人	なし	（自己資金）
	97G	中国・四国	農事組合法人	73	農協〈当座貸越,農協資金〉	－	資材代金支払い
	97N	中国・四国	株式会社	70	地銀,信組	8月と12月	肉の需要最盛期
	97W	九州・沖縄	農事組合法人	82	地銀,農協	10月	借入金の償還
	97K	九州・沖縄	農事組合法人	73	農協〈営農貸越〉,郵便局,家族	－	賃金・資材代支払い
	98F	北海道・東北	農事組合法人	83	地銀〈別会社（素牛,資材,飼料）経由〉	?	（別会社からの買掛）
	98G	九州・沖縄	農事組合法人	81	専門農協	季節性なし	毎月,素牛導入と出荷あり
	98H	九州・沖縄	有限会社	88	専門農協〈当座貸越〉	2月	飼料代金の支払い
花き・花木	98Ⅰ	北海道・東北	有限会社	64	信用金庫,農協	2月	売上・代金回収が僅少期
	98J	北海道・東北	有限会社	97	農協〈スーパーS〉,第2地銀	春先	希少球根の仕入れに前払い
	98K	北海道・東北	有限会社	87	信用組合,地銀	10～12月	資材代金の支払い
	98L	関東・東山	有限会社	75	地銀	12月	運送費,種苗導入,資材代金の支払い
	98M	関東・東山	個人	－	－	－	不要
	98N	関東・東山	農事組合法人	72	農協，別会社	1～3月	売上の落ち込みと仕込みの重複期
	98O	九州・沖縄	有限会社	94	農協	7月	肥料,資材代金の支払い
	98P	九州・沖縄	有限会社	88	地銀	夏	（資金不足）
	99J	北陸・東海	株式会社	84	信金〈預金〉	?	給料,資材代金
	99K	北陸・東海	有限会社	95	農協〈貯金〉	－	資金ローテーションを掌握
	99L	中国・四国	農事組合法人	74	地銀〈預金〉,農協〈貯金〉	－	－
酪農	99C	北海道・東北	農事組合法人	60	農協〈組合員勘定〉	なし	生乳代金や直売代金の経常的入金
	99D	北海道・東北	個人	－	農協〈貯金〉	?	農協指導の目的別貯金の中でやりくり
	99E	北海道・東北	個人	－	農協〈貯金〉	(5～11月)	資材・飼料代金の支払い
	99F	北海道・東北	個人	－	農協〈営農貸越〉	?	借入資金の償還
	99G	中国・四国	有限会社	84	農協,代表者	?	飼料代支払い
	99H	中国・四国	有限会社	83	代表者,代表者親族	?	－
	99Ⅰ	関東・東山	個人	－	なし	－	－

なかで借入先が農協単独のところは稲作と酪農に比較的多くみられる。反対に，一般金融機関だけを利用するところは肉用牛と花き・花木で相対的に多い。また，一般金融機関とその他の併用利用を合わせた〈非農協〉で整理すると，花き・花木は農協より

〈非農協〉の利用が多い，とみられる。

第四は，利用が最も多い農協の運転資金は，農協の信用事業による短期資金と農協の他の事業で運転資金として利用されるものとに大別される。前者は農協プロパーの短期資金や当座貸越，組合員勘定，営農貸越であり，後者は購買未収のような農協の他事業と併せて利用されるものである。

このうち４部門全体では後者の他事業併用の方がやや多く，とりわけ稲作で多用されている。これに対し，肉用牛で営農貸越（１）が，酪農で組合員勘定（１）と営農貸越（１）といった利用がみられる程度で，花き・花木ではむしろ農協プロパー資金の方が多い。部門別の農協の資材購買利用の仕方に関連している，とみられる。

ｂ．資金使途

次に運転資金の使途について部門別の特徴をみてみよう。

第一は，稲作では労賃の支払いに充てるための借入がやや多いが，このかなりの部分は作業が一時期に集中するための臨時雇用に対する支払いである。

第二は，花き・花木で生産資材の代金支払いが相対的に多いが，これは周期的とはいえ切り替わりの早い新種の種苗や球根の仕入に対応したものと思われる。

第三は，肉用牛と酪農では，飼料代等の生産資材に対する支払いが恒常的であるが，それでも一定時期に運転資金の利用が共通してみられる。これは生産物の出荷の端境期や借入金の償還と重なる時期などの借入で，購買未収や営農貸越などが利用されているケースが多い。

（3） 大規模経営体の資金利用の特徴

以上をまとめて44経営体の事例から大規模経営体の資金利用にみられる特徴を探ると，次のようなことが指摘できるであろう。

第一は，大規模経営体では長期資金も運転資金も積極的に利用されているが，その利用度は部門によってかなり差がある，と思われる。稲作と酪農においては，複数の長期資金を利用する経営体が非常に多く，反対に花き・花木では一つの資金のみを利用するところが目立つ。

第二は，大規模経営体における長期資金の利用では，件数でみると公庫資金の利用が圧倒的に多く，しかもその借入方式は農協転貸が多い。しかし，公庫資金は部門によって利用に差がある。

第三は，大規模経営体における長期資金の使途では規模拡大に直接的に結び付く資金と規模拡大を助ける資金がある。

第四は，運転資金の借入先は，「農協６：一般金融機関３：その他（個人，親族，別会社）１」の割合に大別される。

第五は，運転資金の部門による借入先の違いをみると，稲作と酪農では農協の利用が比較的多く，肉用牛と花き・花木では一般金融機関だけを利用するところが目立つ。

第六は，利用が多い農協の運転資金は，農協プロパーの短期資金や組合員勘定，営

農貸越と他事業の運転資金（購買未収）に大別される。

ところで，以上のような大規模経営体の特徴は当然のことながら，借入資金の規模によるものと考えられる。しかし，経営体の借入当初の金額については正確さや事例間での情報開示の差などから，ここで全体的に比較検討することは困難である。このため個別事例にみられる借入残高の規模を手掛りに推定することになるが，それによると大規模経営体における長期資金および運転資金の利用は，中小規模の農業経営体に比べ，ともにその借入額はかなり大きい，と考えられる。

その利用額の大きな借入が大規模経営体であるとすると，その資金使途の主なものは先にみたように，直接的に規模拡大に結び付く長期資金と，時期の集中に伴う臨時雇用や資材購入の支払いに向けられる運転資金ということになろう。しかし，運転資金は額の大きさを別にすると大規模経営体に特有の利用とは言い難い。したがって，規模拡大に向けられた借入こそが大規模経営体に特有の資金利用と考えることが妥当であろう。

また，借入先をみると，大規模経営体は農協以外からの借入が多いと一般に思われがちであるが，これらの事例からすると農協以外の金融機関だけを利用する経営体は意外に少なく，農協と一般金融機関を併用するところや農協を中心に利用するところが多い。この点は大規模経営体における資金利用の特徴の一つにあげることができそうである。

しかし，長期資金の利用は，農協を窓口とした公庫資金の転貸利用の占める割合が大きい。こうした公庫資金と利用者との接点は公庫資金制度に大いに関係していることに留意する必要がある。つまり，資金原資からすると公庫資金の農協転貸は農協利用に当たらないと考えられるが，管理や回収の視点からすると農協の果たす役割は大きいことから，大規模経営体の長期資金借入にかかわる農協利用については，このように両側面からとらえる必要がある，と思われるからである。

3．大規模経営体の資金利用をめぐる問題と農協系統金融の課題

(1)　大規模経営体の資金利用をめぐる問題点

これまでみてきたような大規模経営体は，はじめから既に大規模であったところはまれである。事例のなかにも１～２みられるが，スタート時から大規模であり得るのは規模の大きな集落営農を法人経営に移行したところなどである。しかし，国内に集落営農組織の数は多いものの，ここで定義した大規模に相当するところは少数である。したがって，そうしたケースを除けば，ほとんどの大規模経営体は経営規模の拡大のため積極的に投資を行い，その結果として大規模化を果たしている。

ここに取り上げた事例においても規模拡大をめざした積極的な投資が認められる

が，それらの原資は主として借入金ないしは営農等による利益金である。利益金の再投資をひとまず別にすれば，資金の借入は金融機関からの借入と個人資産や関連会社からの借入に大別され，大部分は金融機関の融資を利用してきている，と言うことができよう。後者のような自己金融には，代表者や構成員等の純粋な個人資産や配当金が融通されたものと，複合化や分業等によりグループで一体的に経営されている畜産や花き・花木の超大規模経営体のような金融機関からの貸付金が内部で融通されたものがある。超大規模な経営体そのものが少数であるため，そのように融通される数は限られる。

それでは，大規模経営体が多用する金融機関はどうであろうか。

大規模経営体が利用する長期資金の多くは，農協を借入窓口とした公庫資金である。しかも使途の違いはあっても，大部分が規模拡大に向けられたものである。しかし，公庫資金は部門による利用に若干の差が認められ，とりわけ稲作と酪農において積極的に利用され，肉用牛と花き・花木ではそれほど利用が多いとは言えない。

一方，運転資金の利用先は全般的に農協および一般金融機関の利用となるが，なかでも肉用牛と花き・花木は一般金融機関の利用が比較的多く，しかも花き・花木では農協以外の利用が目立ち，反対に稲作と酪農では農協の利用が多い。ほかの部門に比べて公庫資金の利用が少ない肉用牛と花き・花木は，長期資金，運転資金ともに農協利用が少ない。長期資金も運転資金も部門別で農協利用に差があり，その差を生み出している要因の一つには公庫資金利用の軽重にあるように思われる。

ところで，公庫資金が多用される理由は，政策金融として民間金融機関が対応できない「長期かつ低利の資金融通」（その背景では，今日のような超低金利が想定されてはいなかったと思われるが）という目的が利用者に受け入れられた，と解釈するのが妥当であろう。

しかし，ここで留意すべきは公庫資金の特性にかかわる問題である。運転資金の借入理由のなかには「長期資金の借入に対する償還金対応」があったが，そこでは天候異変のような自然要因を介し，規模拡大に向けられた長期資金の借入が，他方で経営を圧迫する要因に変わり得るということである。これは資金の違いに直接関連するものではないにしても，期間が長期であればそれだけ不確定要素の入り込む確率が高くなる。もとより，借入に対するそうしたリスク負担が償還義務のある利用者に帰属することに疑問の余地はないが，必要以上に長期・低利であることが経営管理を甘くしたり，経営者に求められる経営判断を麻痺させてしまう誘因となり得る，ということが事例から読み取れる。そこでは適切な資金借入と適切な経営管理が要求されるということになるが，この問題は経営体側の自覚もさることながら，資金を提供する側である金融機関の姿勢にも関係してくる。

(2) 金融機関をめぐる環境の変化と融資姿勢

金融機関をめぐっての環境は金融制度の変更が大きく影響することは言うまでもない。日本ではここ20年ほどの間に，自由化の流れのなかで大きな制度改正がいくつも行われている。最近では，1998年６月に成立した「金融システム改革法」が最も大きな環境変化の要因にあげられる。この法律は「日本版ビッグバン」と呼ばれる金融システムの抜本的改革をめざした法整備のいわば総仕上げと位置づけられている。このため不良債権の徹底的処理と市場規律に依拠した金融システム全体の改革が指向され，そのためのルール作りが，ディスクロージャーとシステム転換を促進する早期是正措置である。

金融システム改革法に基づき改正された銀行法や農協法等で，金融機関の「業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類と貸借対照表等」のディスクロージャーが義務づけられた。ディスクロージャー資料で注目されるのは自己資本比率と不良債権等の開示項目であるが，前者は早期是正措置が発動される基準となり，後者は市場規律の働くことに期待が寄せられる。しかし，こうした一連の金融システム改革に基づく早期是正措置の発動により，とりわけ一般金融機関において不良債権の徹底的処理と自己資本の充足が急を要する課題となった。

最近の一般金融機関からの聞き取りにおいても，そのことによる影響が農業関連の融資にも表れていることが分かった。農業向け融資で優位にあった関東圏の地方銀行では，早期是正措置によってこれらの貸出残高が最近２～３年の間に目に見えて縮小している。このほか東北や信越などの複数の地銀や信金からの聞き取りも加えると，農業融資では天候不良による定期返済の困難や，返済口座の残高不足，振込遅延なども目立ち，それらが結果として延滞となる債権も多いため歓迎されていない。また，不良債権の処理では担保処分を伴うが，農地などの担保はこれら一般金融機関にとって処分の際の買い手探しなど手続きに困難が伴い，しかも最近の農地価格の低落が回収に十分寄与しない，といった理由から担保能力の評価が低位にある。このため一般金融機関の最近の融資においては，生活資金を除くと農業向けの融資が敬遠される傾向にある。

こうした一般金融機関の融資姿勢は，大規模経営体が資金利用先として求めようとした，あるいは求める方向と一致しない，という問題が残る。大規模経営体には借入先として農協と一般金融機関を併用する事例も多い。これは一面では，経営体の主体的な選択結果であるが，もう一面では，いまみてきたような金融機関をめぐる環境の変化が反映して，これまでよりも一般金融機関の利用が減少している可能性が高い，と考えられる。しかし，その結果として農協との併用が増えている，と考えることは妥当でないであろう。併用する理由を個別に当たれば様々な事情があろうが，先にみ

たように，公庫資金の借入が，農協・一般金融機関の併用を生み出す要因の一つとなっている，と考えられる。それでは，公庫資金の借入が解消すれば併用が無くなるのか，あるいは一般金融機関だけの利用になるのか。それは前述のような事情を考慮すると一概に判断はつかないであろう。ちなみに，肉用牛や花き・花木に一般金融機関だけを利用する経営体がみられるが，これらは超大規模経営体であり，しかもそこでの一次生産部門よりも複合部門や付加価値部門の事業，あるいは経営の主体になっている株式会社等が評価されているケースで，一般的とは言い難い面がある。

そこで次に，複合的経営や付加価値生産・販売と，大規模経営体の投資について検討してみよう。

(3) 大規模経営体の投資にかかわる問題

a．投資要因の変化

前章で，大規模経営体の特質は複合的経営や付加価値生産・販売に積極的に取り組んでいるところにあると指摘した。それはとりわけ肉用牛部門と花き・花木部門に顕著であった。

しかし，ここに指摘した複合的あるいは付加価値の内容は，一般的にあるいは従来のイメージでとらえてしまうと実像が矮小化される恐れがある。

事例のなかには従来型のものも含まれてはいるが，ここで指摘する複合的とは，二次ないし三次産業に分類される食品加工やレストラン等の産業相互をまたいだ複合を指している。同じく，付加価値生産，付加価値販売についても，有機栽培のような主として生産方法の差別化による生産・販売，あるいは宅配便利用といった外部手段を援用するだけの販売にとどまるものではない。事例にみられる付加価値生産は，一次生産物の加工度を最終商品の段階まで高める技術や装備を具えた付加価値生産であり，テーマパークや公共施設の花き・花木が維持・管理サービス付で販売される，というような付加価値販売を指している。

こうした取り組み事例はまだ少数であるが，この新たなタイプの複合的経営や付加価値生産・販売の展開には，当然ながら新たな投資が必要となる。この点に立ち入って調査した事例が少ないので以下簡単に問題点を指摘するにとどめる。

すなわち，新たな生産方式や販売方式を採用し，これに対する投資余力が有るかどうかということである。次の二つのことを考慮すると否定的にならざるを得ない。

第一は，大規模経営体をめぐる販売環境である。輸入自由化と為替レートの変動による輸入農産物の影響を受けて，農業における第一次生産物の価格低落が連続しているため，大規模経営体に限らず多くの農業経営体において販売額が落ち込み，固定費がこれにスライドしないために減益を余儀なくされている。

第二は，先行投資の存在である。大規模経営体の事例の多くがそうであったように，規模拡大を中心として既に多額かつ長

期の資金を利用していて，そこでは既存の生産規模に見合った償還が組み込まれている。なかには償還が終了した経営体もみられるが，しかし多くはそうではない。こうした状況から判断すると，経営が安定して一定程度の蓄積を持つに至っていなければ，新規投資の余力は乏しいと考えざるを得ない。

新規投資に当たって新たな借入が困難な場合，とるべき手段の一つとして資本集積による方法がある。問題をより鮮明にするため，以下では対象を大規模経営体のなかでも法人に限定した資本装備を検討する。

b．法人における資本装備と資金調達

既に法人形態にある大規模経営体の事例から，そこでの法人化の契機・目的と法人化の意義をみてみよう（第10表）。

大規模経営体が法人化した契機や目的は，様々な動機が働いていると思われるが，これを大別すると「補助事業（制度資金）の利用」「税務対策」，機械の共同利用や生産団地への集約による「協業化」といったことがあげられ，とりわけ前二者が多い。

その理由として，第一に，税務対策を動機とした法人化は1970年代前半に多くみられたが，そうした法人化がその後も続いている。第二に，国内農業において，補助事業やこれに付随した制度資金を利用する際に，条件として協業体であることが求められる，と推定される。しかし，以上のことが了解されるとしても，経営を法人化する目的として農業界以外における法人化の目的を探れば，それは一般的に〈資本装備の高度化による経営基盤の確立のための手段〉と考えられている。この点で，少なくとも事例にみられる法人化の目的は異質である。

この異質性に問題はないだろうか。すなわち，農業における法人化とは何なのか。この異質性はどういう理由によるのだろうか。

まず，法人化と資本装備の関係で代表的にあげられるのは株式会社である。だが，土地利用を要しない農業経営は極めて限定されるため，現段階で農業における株式会社形態は現実的でなく，このため多くの場合，資本装備と株式会社化が結び付いてない。これに代わるものとして，有限会社や農事組合法人，あるいは出資を伴った協同組合などがあげられる。既にみてきたように国内農業において有限会社や農事組合法人の形態をとる大規模経営体は多く，しかも肉用牛部門と花き・花木部門では，こうした形態のもとでかなりの規模の資本集積を果たしているところが複数存在する。したがって，農業における法人化の異質性を，法人形態に求めることは妥当でない。

次に，法人化の必要性と資本装備の必要性との関連についてである。これまでのところ農業においては，法人化と資本装備が一連のものとして受けとめられていないと考えられる。補助事業利用等を主因とした法人化と，付加価値生産や販売が指向されるなかでの資本装備と，が別々に希求されている。そのなかで後者を求める最近の状

第10表　44経営体の法人化の契機と意義

	経営体	設立(年)	法人化の契機・目的	法人化の意義
稲作	97Ⅰ	1972	経営者としてのステータス	後継者の確保ができ,結果的に対外的信用度が高まった。
	97M	72	節税対策と企業的経営	経理区分が明確になり，また相続税が不要になって節税ができた。
	97E	94	新食糧法と直販・加工	-
	97D	88	対外信用と資金調達	-
	97G	86	補助事業利用	規模拡大と大型機械・設備の導入ができた。
	97K	84	補助事業利用	補助事業が利用できるようになり機械と加工設備を増強した結果，周年就労が実現でき収入が安定した。また,法人会の付き合いから商工会に加入し,異業種とも交流ができた。
	97S	72	借地利用に対する農地法上の公認化	機械・設備などの長期資金の借入条件を満たした。
	97A	72	機械の共同利用	規模拡大と大型機械の導入（省力化）ができた。
	97U	95	集落営農組織の高齢化とオペレーターの確保	若手労働力が確保できた。意志決定が迅速になった。
	98A	－	－	－
	98B	90	集落納税方式を回避し,個別納税でプライバシーを保護するため	税務対策と規模拡大ができた。信用が高まった。
	98C	94	諸経費の計上で節税対策	節税ができた。直売相手との信用が確立できた。
	98D	95	後継者対策と福利厚生の確保	就業条件(月給制,日曜休業,社会保険等)が整備できた。
	98E	66	農林年金の加入	兄弟で農地等の相続を法人化で対応した。
	99A	－	－	－
	99B	88	集落営農	法人に集落の全農家が参加できた。
肉用牛	97O	91	別会社への肉牛供給	別会社とのコンビネーションのとれた経営を目指すが，まだ道半ばである。
	97C	87	規模拡大のための制度資金借入	大規模企業経営を目指し，素畜導入や設備に要する多額の制度資金を借り入れることができた。
	97S	73	任意共同経営の税金対策	企業的経営が確立できた。
	97G	73	補助事業利用	個人による家族経営と法人経営が両立でき，目標以上の所得が確保できた。
	97N	70	生産部門から流通･加工部門への経営拡大	肥育部門に農事組合法人を創設しているが，この結果，目的通り株式会社では困難な農地取得と税制上の優遇を受けることができた。
	97W	82	補助事業利用	補助事業と制度資金の利用によって規模拡大ができた。
	97K	73	県農業公社の分譲牧場購入	実質一戸一法人が二戸一法人の形式を踏んで，県公社の分譲牧場を取得できた。
	98F	83	税務対策	規模拡大と複数の別社会による販売・購買，直売体制ができた。
	98G	81	補助事業の導入	補助事業利用による一定程度の規模拡大は果たせた。
	98H	88	専門農協による事業拡大	専門農協の販売･購買事業のバッファー機能を受け持つ。
花き・花木	98Ⅰ	64	構成員の異なる所属農協統一	20年前の法人化による花生産の目標を達成してほぼ使命を達成したため,一戸が引き取る形となった。
	98J	97	税務対策,後継者対策	税金対策のほか,職員を含め,後継者の候補ができた。
	98K	87	税務署からの勧め	個人所有の農業部門を別法人化できた。
	98L	75	対外信用向上,税務対策	対外的信用の獲得を目標とした同経営体の設立が，二つの関連会社の設立に結びついた。
	98M	－		-
	98N	72	別法人で販売からスタート,生産直結	信連を通じ株式会社では困難な制度資金の借入ができた。補助事業利用で規模拡大が果たせた。
	98O	94	税務対策と補助事業利用	税務対策の目的は果たしたが，農協の法人組合員として認められていない。
	98P	88	税務対策	
	99J	84	経理や人事管理の明確化	分業の一部を法人化してリスク分散が図れ，また周辺生産者の資材も併せて購買することでコスト低減が実現できた。
	99K	95	補助事業の導入	補助事業利用による規模拡大が果たせた。
	99L	74	補助事業の導入	補助事業利用による規模拡大と順調な経営が果たせた。
酪農	99C	60	農業機械の共同利用	厳しい自然環境の中で，40年余にわたり経営を維持できた。
	99D	－	－	-
	99E	－	－	-
	99F	－	－	-
	99G	84	補助事業,制度資金の導入	補助事業利用による規模拡大が果たせた。
	99H	83	？	規模拡大が果たせた。
	99Ⅰ	－	－	-

況は，近年の規制緩和に伴う輸入増大にその主因を求めることができる。規制緩和の先行した肉用牛部門や花き・花木部門において，資本装備が先行している感があるのは偶然でないであろう。とすると，法人化と資本装備が連結し，かつその必要性が高まるのは，規制緩和の影響が強まるこれからの時代と考えられる。もし，異質性の問題がそうした時間的なズレの問題であるとすると，時の経過とともに問題は解消されることになる。しかしながら，時間的な問題があるとしても，それだけでは「農業における法人化とは何なのか」に対する答えにはならない。やはり法人化の動機そのものに原因があると思われる。

補助事業や制度資金の利用をめざした法人化，いわば手段が目的に代わったその動機が問題である。補助事業の利用により少ない自己負担によって多額の投資が可能となり，補助枠を超えた部分の借入で所定の投資が実現できる。このことが問題なのではない。誤解されては困るので敢えて触れておけば，補助事業が有効に作用する局面は多く，それを問題視し否定しているのではない。すなわち法人化と資本装備の関係において，法人化によって可能となる資本調達および投資の必要性を希薄にする誘因が補助事業にあると思われる。具体的には，法人化した多くの大規模経営体において，資本装備の高度化が補助事業の援用と混同されていないかという問題である。この点はさらなる検討課題として残る。

以上のように大規模経営体の資本装備とそこでの問題点を整理してきたが，以下では，これに対応する農協系統の課題を整理・検討しておくことにする。

(4) 大規模経営体をめぐる農協（系統）の課題

大規模経営体と農協とのかかわりについては経営の特質のところで既にみてきた。ここでは，そうしたかかわりや利用について農協がどのように受けとめ，どう対応するのか，といった観点に立ち，農協の課題について指摘することにする。その範囲は，農協の経済事業と信用事業（貸出）の利用である。

a．農協の経済事業と大規模経営体の利用

大規模経営体の経済事業利用については，部門別の差はひとまずおくとして，購買事業の利用に比べると販売事業の方が比較的多く利用されている。それは，生産物販売が制度要因と流通体系に規定され，さらに生産物の特性がそれを規定している，とみられるのである。したがって，販売利用には部門別の差が反映し，生産者側の選択もさることながら生産物の共販適性と不可分の関係にあると言ってよい。例えば，花き・花木部門にみられる産地形成の困難な種類の生産物と食糧制度に代表される制度規制の生産物とは対極の位置にある。問題は，後者のような規制や既存の流通・物流体系が変更された場合，大規模経営体にとって農協の販売事業が従来同様に利用するに値するのかどうか，という点である。

一方，大規模経営体の資材購買の利用は全般に低調である。農協以外の商系業者を利用する理由をみると，大方が農協の購買資材が高いとしている。販売に比べると，購買事業は制度や既存流通に規定されることは少なく，むしろ品質と数量を条件とした価格競争に規定される面が強い。農協の資材購買はどちらかと言えば，産地が形成されたなかで，これらに相応した同種・同質の資材を大量に仕入れ，大量に販売することを一般に得意とし，肉用牛や花き・花木にみられる高度な生産技術に適合した差別化された資材を取り扱っているところは少ない。後者のような高度な商品知識と情報力が伴っていなければ価値が認められない資材を農協に求めるのは難しい，と利用者側があきらめ，前者のような資材を限定利用している大規模経営体も多くみられる。

こうしてみると，農協の販売事業は産物の特性による制度や流通に規定され，購買事業は情報と価格に規定されていることになるが，前者の販売においてそれを規定するものが取り除かれたとすると，少なくとも大規模経営体の利用は後者のような選択のなかに置かれる可能性が高いということになる。ただ，生産物の特性やそれによって規定されるものが完全に克服されるというのは現実的でないので，販売事業においては今以上に利用者側の選択肢が拡大し，より市場条件に規定される，と考えられる。

なお，農協資金の利用の延長線上から「おつきあい」といった理由の経済事業の利用も，販売や購買利用を規定するであろう。

b．大規模経営体における農協の融資利用

大規模経営体の資金利用を前章で検討したが，そこでは，部門別に程度の違いはあるものの，全般に長期資金は農協転貸の公庫資金を借り入れているところが多く，運転資金は利用先を農協としているところが多かった。このため長期資金と運転資金の利用先に着目してみると，農協と一般金融機関を併用する事例の多くは，農協を通じて公庫資金を借り入れており，そのことから公庫資金の借入が，農協と一般金融機関を併用する要因の一つと考えられる，と指摘した。

大規模経営体が農協を利用するのは公庫資金があるからだとするなら，公庫資金の借入が解消すれば資金利用は一般金融機関だけになるのかということも，最近の金融機関を巡る環境からして一概に判断がつかない，という一応の結論を得た。

また，公庫資金だけを農協から借り入れ，それ以外の資金は全て一般金融機関を利用する，いわば割り切り型の利用も肉用牛などの一部にみられる。しかし，それは既に複合的に経営する他部門が主力で，しかも地銀等はそちらでグループのメイン金融機関になっているというケースであって，これを大規模経営体に一般化することはできなかった。

問題は，公庫資金の位置付けである。すなわち，大規模経営体が公庫資金の利用とあわせて金融機関としての農協をどうとら

えているか，農協の信用事業あるいはそのほかの事業利用をどうとらえているかということであり，またこれに対し農協は，そうした利用なりとらえ方をどう受けとめ，どう考えるのか，ということである。

〈大規模経営体は公庫資金を利用するが，それは公庫直貸ではなく農協転貸である。⇒それらの償還を前提にすると，経営体の代金決済の口座は農協に設定されていることが望まれる。⇒　農協はその口座と運転資金の管理によって経営状況を把握し，併せて農協自身の転貸リスクを軽減することの可能性が高まる〉といった連関が農協にとっての理想型としよう。現状はどうであろうか。今でこそ自己査定制度の導入により他部門との連携が図られるようになっているが，つい最近までは決済口座の設定や運転資金の利用をみても，大規模経営体と農協との間にそういった関係が成立していたとは言い難い，側面が残されていた。

すなわち，大規模経営体に対して農協の信用事業で融通される運転資金より，他事業等で融通される運転資金の利用が多いことを考えると，農協における公庫資金の転貸リスクの軽減のために，自己査定制度だけでなく農協内部でどのような仕組みをつくり対応していくのかという問題である。

おわりに

大規模経営体の資金利用をめぐっては，長期資金は農林公庫，運転資金は農協，という利用者からすると使い分けが，金融機関からすると棲み分けが，それぞれ既に出来上がってしまっているという理解が果たして妥当であるのか。今後さらに検討の余地のある課題の一つと思われる。

また，ここでは大規模経営体と地域とのかかわりについて触れなかった。水利などをとってみても農業はその地域と隔絶しての経営が困難である。大規模経営体の今後を考えるうえで，地域との関係，さらに農協と大規模経営体と地域という三者の関係についての検討は不可欠である。これも残された課題である。

ところで，政府の新政策が提示されて以来，国内農業の法人経営体について，「今後の日本農業においては個人経営だけでなく法人経営も大きな役割を果たすようになる」し，さらには「日本農業においてもまた政策の対象としても，法人経営の比重が今後とも増加していくことはまず間違いないところであろう」という見方が圧倒的である。こうした視点について異論はない。ここで提起したいのは，農業の法人経営体に一定の発展段階があるという観点に立って，既存の法人経営体は発展段階のどの辺に位置すると考えるのか，という問題である。政策の焦点を法人経営体に絞り，そのうえで補助事業と融資により政策の実効性を高めるという手法をここで問題にしているのではない。農業政策において，既存の法人経営体，あるいはこれから派生する法人経営体がどの発展段階にあるととらえるのか，そのとらえ方に問題があると考える。

既存の法人経営体を人間にたとえ，敢えて中間を除いて極論すれば，それらは幼児から小中学生のような要養育期ととらえるのか，それとも既に成人の自立期ととらえるのか，ということである。それらの法人経営体を段階別で個別に木目細かにとらえ，実効を高める政策手法が望ましいであろう。

しかし，前述の事例のように法人設立の時期や生産部門の違いを超え，補助事業利用等のための法人化にみられるような手段が目的化してできた法人経営体が多くみられる。農業界ではトップランナーとして日本農業をリードすると期待される大方の法人経営体であるが，資本装備や投資に対する姿勢等を考えると，既存の法人経営体の多くは残念ながら現段階では要養育期にあるととらえるのが妥当であろう。したがって，より高度化した資本装備をもとに自立的な経営を追求する姿はまだ遠い先にある。「補助事業」という性格からすると弱者保護がまず念頭に浮かぶが，農業の既存法人はまだまだ弱者であると解釈すれば無理がない。

それにしても，日本の農業政策における担い手対策はトップランナー保護に焦点を当てているが，これがかえって体力の弱い経営体を作ってしまいはしないだろうか。また，法人経営体のテイクオフと補助政策が，法人経営体における経営者の意識のなかで果たして両立し得るのだろうか，といった心配が残る。

最後に，みてきた大規模経営体のこうした経営のあり方や資金利用は，専ら大規模経営体からの聞き取りに基づいている。それだけに情報が一方的に過ぎてはしないかと危惧される部分を残している。利用先としてとりわけ関係の深い農協が大規模経営体とその資金利用をどのように受けとめ，どう対応しているのか，あるいは今後それがどう変わっていくのかどうか，といった点について農協側の情報をもとにした検討が必要で，そうした手続きを踏まえたうえで，これまでの検討を深化させる必要があると考える。

〈参考文献〉

・江川　章「農家以外の農業事業体の動向　―1995年農業センサス分析―」『農業総合研究』第52巻第2号，1999年
・杉山道雄『畜産物生産流通構造論』明文書房，1992年
・農林漁業金融公庫「法人経営と農林公庫資金の役割」『長期金融』第81号，1999年
・坂内　久「大規模農業経営体の資金需要―運転資金を中心に―」『農林金融』第52巻第６号，1999年

（(財)農村金融研究会主任研究員

坂内　久・ばんないひさし）

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(61)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(61)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(61)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(62)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(62)
6．農業協同組合　主要勘定……(62)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(64)
8．漁業協同組合　主要勘定……(64)
9．金融機関別預貯金残高……(65)
10．金融機関別貸出金残高……(66)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ　03（3243）7351
ＦＡＸ　03（3246）1984

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1．数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2．表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1995. 6	**31,367,830**	**9,198,292**	**4,912,150**	**6,021,745**	**16,849,238**	**14,305,240**	**8,302,049**	**45,478,272**
1996. 6	**29,819,175**	**9,188,440**	**4,489,402**	**5,411,272**	**14,545,498**	**14,960,827**	**8,579,420**	**43,497,017**
1997. 6	**29,857,803**	**8,668,767**	**5,578,057**	**5,443,514**	**12,993,677**	**14,921,338**	**10,746,098**	**44,104,627**
1998. 6	**26,789,930**	**7,651,215**	**13,993,745**	**5,003,994**	**10,803,092**	**13,582,736**	**19,045,068**	**48,434,890**
1999. 6	**30,339,725**	**7,169,212**	**11,462,961**	**3,735,513**	**14,572,095**	**18,089,252**	**12,575,038**	**48,971,898**
2000. 1	32,200,296	7,115,140	11,114,889	3,840,890	15,278,511	20,473,221	10,837,703	50,430,325
2	32,190,916	7,045,753	10,691,747	3,125,652	15,088,531	21,821,430	9,892,803	49,928,416
3	32,708,933	6,977,951	8,032,880	2,465,916	14,796,831	20,922,379	9,534,638	47,719,764
4	34,359,607	6,917,248	8,571,677	2,187,621	15,997,784	21,332,754	10,330,373	49,848,532
5	34,586,890	6,856,126	8,580,031	1,908,747	16,450,584	21,161,238	10,502,478	50,023,047
6	34,956,418	6,802,324	8,972,187	1,682,681	17,895,237	21,164,743	9,988,268	50,730,929

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2000 年 6 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	28,865,131	24,595	1,879,814	28	200,494	-	30,970,061
水産団体	1,183,591	12	50,906	70	15,214	-	1,249,793
森林団体	2,643	-	2,637	11	532	-	5,823
その他出資団体	9,270	-	863	-	546	-	10,679
出資団体計	30,060,634	24,607	1,934,219	110	216,787	-	32,236,357
非出資団体計	726,002	238,058	316,624	94,332	1,317,660	27,384	2,720,062
合計	**30,786,637**	**262,665**	**2,250,844**	**94,442**	**1,534,447**	**27,384**	**34,956,419**

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2000 年 6 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	85,372	345,678	12,246	3	443,297
	開拓団体	2,403	932	-	-	3,336
	水産団体	94,499	58,019	42,592	328	195,438
	森林団体	20,647	18,582	403	296	39,928
	その他出資団体	65	122	160	-	347
	出資団体小計	202,985	423,332	55,400	627	682,345
	その他系統団体等小計	343,651	49,700	182,186	1,379	576,917
	計	546,636	473,032	237,586	2,006	1,259,262
関連産業		2,908,012	407,748	3,096,046	109,682	6,521,488
その他		2,759,793	10,542,462	81,740	-	13,383,994
合計		**6,214,441**	**11,423,242**	**3,415,372**	**111,689**	**21,164,744**

4. 農　林　中　央　金

(貸　　方)

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2000. 1	2,541,505	29,658,791	32,200,296	4,800	7,115,140
2	2,326,804	29,864,112	32,190,916	17,500	7,045,753
3	2,774,874	29,934,059	32,708,933	43,160	6,977,951
4	4,187,071	30,172,536	34,359,607	63,960	6,917,248
5	4,252,272	30,334,618	34,586,890	2,750	6,856,126
6	4,151,465	30,804,953	34,956,418	2,500	6,802,324
1999. 6	1,980,525	28,359,200	30,339,725	111,000	7,169,212

(借　　方)

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2000. 1	114,421	3,726,467	15,278,511	5,456,270	533,949	14,000	9,994,521
2	95,614	3,030,036	15,088,531	4,971,343	548,822	-	11,585,025
3	171,651	2,294,264	14,796,831	4,680,521	267,928	-	11,013,903
4	192,133	1,995,486	15,997,784	5,961,575	248,840	79,800	11,467,625
5	137,391	1,771,355	16,450,584	5,987,127	228,475	-	11,259,359
6	75,642	1,607,037	17,895,237	6,473,608	171,492	-	11,423,241
1999. 6	80,741	3,654,771	14,572,095	5,536,963	60,724	133,300	6,901,806

(注)　1．単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　　2．預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3．預金のうち定期性は定期預金。　4．62年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
5．借用金は借入金・再割引手形。　6．1985年５月からコールマネーは借用金から，コールローンは貸出金から分離，商品有価証券を新設。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2000. 1	47,932,624	45,921,090	139,180	11,534	925,019
2	47,907,020	45,950,543	110,700	11,532	925,728
3	48,073,990	45,789,578	89,630	9,281	946,936
4	47,669,644	46,063,284	105,100	11,154	949,364
5	47,728,094	46,152,578	94,700	11,001	949,363
6	48,797,850	46,757,681	92,410	10,992	948,823
1999. 6	48,997,934	46,694,972	190,050	20,272	914,924

(注)　1．貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　　2．出資金には回転出資金を含む。
3．1994年４月以降,コールローンを金融機関貸付金から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
1999. 12	15,865,076	55,149,944	71,015,020	925,271	713,047
2000. 1	15,089,384	55,062,733	70,152,117	926,864	716,926
2	15,489,833	54,850,094	70,339,927	934,157	725,487
3	15,672,148	54,583,450	70,255,598	948,611	741,289
4	15,946,898	54,696,636	70,643,534	964,797	757,114
5	15,624,229	54,927,028	70,551,257	991,649	783,280
1999. 5	14,845,236	54,269,807	69,115,043	1,017,512	793,587

(注)　1．貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　　2．貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。
4．有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
769,957	3,415,298	1,124,999	5,799,835	50,430,325
389,720	3,389,472	1,124,999	5,770,056	49,928,416
212,712	2,949,548	1,124,999	3,702,461	47,719,764
863,495	2,913,896	1,124,999	3,605,327	49,848,532
843,337	3,108,175	1,124,999	3,500,770	50,023,047
485,214	3,719,048	1,124,999	3,640,426	50,730,929
1,175,203	3,953,323	1,124,999	5,098,436	48,971,898

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
6,511,978	3,845,951	120,769	20,473,221	3,120,108	40	7,169,608	50,430,325
6,425,524	3,696,997	113,883	21,821,430	3,004,786	90	6,339,107	49,928,416
6,330,427	3,459,621	118,426	20,922,379	2,719,715	-	6,546,996	47,719,764
6,262,600	3,477,751	124,777	21,332,754	3,179,738	-	6,821,997	49,848,532
6,242,291	3,546,954	112,632	21,161,238	3,358,322	-	6,915,682	50,023,047
6,214,441	3,415,372	111,688	21,164,743	3,175,314	24	6,641,440	50,730,929
6,908,433	4,145,829	133,183	18,089,252	3,422,115	192	8,958,708	48,971,898

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
56,840	31,270,117	30,762,189	5,000	512,316	11,190,293	6,163,204	603,790
63,511	31,038,901	30,595,942	33,000	506,717	11,333,878	6,169,133	593,070
53,654	30,967,189	30,556,834	52,000	436,215	11,741,871	5,962,548	593,068
49,342	31,214,266	30,850,673	-	473,530	11,243,345	5,839,317	579,258
53,425	31,375,775	31,016,919	12,000	474,977	11,207,502	5,856,946	578,258
43,491	32,392,547	32,041,333	-	484,015	11,377,614	5,814,215	577,758
55,977	31,790,181	30,968,757	14,000	519,511	11,358,473	6,312,472	643,071

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
494,542	46,213,251	45,569,375	4,303,278	1,334,775	22,006,200	496,609	1,558
331,308	45,651,836	45,129,959	4,240,367	1,293,225	21,875,191	490,688	1,558
324,675	45,649,798	45,149,708	4,320,502	1,411,529	21,936,429	480,742	1,548
312,755	45,607,105	45,074,389	4,250,307	1,377,641	22,086,399	480,269	1,537
339,393	45,882,235	45,400,744	4,112,297	1,259,083	22,055,237	484,924	1,421
341,551	45,848,572	45,343,249	4,034,612	1,200,359	22,041,136	489,015	1,420
327,983	44,617,433	43,909,998	4,270,273	1,185,607	21,842,173	529,616	1,595

7．信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2000．3	2,390,924	1,891,914	37,032	49,932	10,879	1,417,670	1,328,252	213,734	866,296
4	2,327,358	1,905,265	58,433	50,183	7,141	1,401,102	1,344,405	207,957	846,898
5	2,339,317	1,930,797	56,028	50,186	7,936	1,400,634	1,340,872	213,283	846,677
6	2,373,393	1,961,135	56,077	50,214	8,025	1,429,209	1,379,006	213,867	846,053
1999．6	2,303,379	1,899,917	53,820	49,060	7,385	1,318,056	1,278,255	217,185	854,381

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8．漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2000．1	1,410,405	958,185	468,808	354,318	162,185	7,963	1,252,977	1,183,961	22,191	574,455	26,893	874
2	1,411,770	952,397	461,212	350,381	161,217	7,166	1,251,320	1,182,820	22,642	567,288	26,334	864
3	1,480,048	953,950	470,975	350,336	162,843	8,319	1,339,989	1,254,228	22,733	563,242	22,597	859
4	1,396,738	946,813	456,579	339,442	162,501	7,165	1,259,947	1,180,699	22,254	550,767	21,990	848
1999．4	1,467,681	1,063,832	494,038	377,842	166,877	7,108	1,286,017	1,200,922	25,459	603,499	29,659	954

（注） 1．水加工協を含む。 2．貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1997. 3**	**676,963**	**472,553**	**2,144,063**	**1,687,316**	**612,651**	**977,319**	**221,668**	**2,248,872**
	1998. 3	**684,388**	**468,215**	**2,140,824**	**1,690,728**	**606,607**	**984,364**	**213,530**	**2,405,460**
	1999. 3	**689,963**	**469,363**	**2,082,600**	**1,715,548**	**631,398**	**1,005,730**	**202,043**	**2,525,867**
	1999. 6	701,251	489,979	2,191,561	1,759,431	623,790	1,025,625	200,432	P 2,559,879
	7	698,648	487,755	2,188,988	1,740,067	618,402	1,026,731	199,518	P 2,563,308
	8	698,867	488,716	2,183,490	1,728,219	609,758	1,023,864	198,048	P 2,568,745
	9	695,770	486,538	2,176,469	1,723,359	608,850	1,021,550	197,487	P 2,566,426
	10	700,078	478,683	2,205,048	1,715,364	602,483	1,023,605	196,699	P 2,576,609
	11	698,360	475,084	2,211,891	1,732,228	600,530	1,019,475	194,974	P 2,571,083
	12	710,152	481,652	2,197,206	1,740,547	608,845	1,035,177	196,976	P 2,595,479
	2000. 1	701,521	479,326	2,221,008	1,706,580	597,467	1,020,159	194,400	P 2,599,979
	2	703,399	479,070	2,158,113	1,717,166	597,252	1,022,594	193,923	P 2,605,882
	3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	P 598,429	1,020,359	P 191,967	P 2,602,932
	4	706,435	476,696	(P2,163,926)	(P1,782,585)	P 581,424	1,032,929	P 193,431	P 2,596,543
	5	705,513	477,281	(P2,210,547)	(P1,775,342)	P 575,943	P 1,027,073	P 191,720	P 2,586,979
	6	P 715,886	487,979	(P2,170,076)	(P1,797,722)	P 579,455	P 1,036,080	P 193,145	P 2,599,075
前年同月比増減率	**1997. 3**	**0.2**	**△2.4**	**△2.5**	**0.6**	**△0.2**	**1.6**	**△2.5**	**5.4**
	1998. 3	**1.1**	**△0.9**	**△0.2**	**0.2**	**△1.0**	**0.7**	**△3.7**	**7.0**
	1999. 3	**0.8**	**0.2**	**△2.7**	**1.5**	**4.1**	**2.2**	**△5.4**	**5.0**
	1999. 6	1.5	3.6	2.1	2.2	3.3	2.9	△5.2	P 4.3
	7	1.6	3.9	2.9	2.8	3.1	3.5	△4.7	P 4.0
	8	1.7	3.7	1.8	2.2	2.1	3.1	△5.1	P 3.7
	9	1.8	3.8	1.9	1.8	0.9	2.9	△4.9	P 3.6
	10	1.9	2.0	2.8	2.2	1.1	2.6	△4.7	P 3.6
	11	1.8	1.6	4.4	2.1	△4.0	1.9	△5.0	P 3.4
	12	1.5	1.5	3.5	1.2	△4.8	1.1	△5.0	P 3.0
	2000. 1	1.8	2.7	6.1	1.1	△4.8	1.1	△5.1	P 3.1
	2	1.7	2.2	2.4	1.0	△5.7	1.1	△5.1	P 3.0
	3	1.8	2.4	0.4	1.6	P △5.2	1.5	P △5.0	P 3.1
	4	2.2	0.4	(P 0.8)	(P 3.2)	P △8.0	1.8	P △4.4	P 2.3
	5	2.1	△0.6	(P 0.7)	(P 2.2)	P △8.3	P 1.1	P △4.4	P 1.8
	6	P 2.1	△0.4	(P △1.0)	(P 2.2)	P △7.1	P 1.0	P △3.6	P 1.5
発表機関		農林中金推進部		全国銀行協会金融調査部			全信連総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．農協，信農連以外は日銀「経済統計月報」による。
2．全銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3．都銀及び地銀残高の速報値（P）は，オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率（P）は、オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1997. 3**	**199,493**	**59,545**	**2,140,890**	**1,359,955**	**532,803**	**702,014**	**172,721**	**10,756**
	1998. 3	**208,280**	**61,897**	**2,123,038**	**1,380,268**	**525,217**	**704,080**	**168,221**	**10,010**
	1999. 3	**214,613**	**60,420**	**2,093,507**	**1,382,200**	**527,146**	**712,060**	**154,204**	**9,775**
	1999. 6	212,491	58,164	2,108,829	1,334,175	513,790	700,718	148,239	P 9,606
	7	213,340	58,653	2,120,300	1,342,878	516,499	705,852	148,419	P 9,383
	8	214,068	59,039	2,111,479	1,334,840	512,663	700,764	145,826	P 9,497
	9	214,447	59,179	2,101,110	1,337,805	513,016	703,391	146,108	P 9,901
	10	214,277	57,666	2,097,069	1,339,734	511,163	703,805	145,679	P 9,921
	11	214,782	57,133	2,101,473	1,333,982	508,021	700,389	145,076	P 9,921
	12	214,618	57,230	2,136,238	1,365,497	515,614	710,716	145,733	P 9,283
	2000. 1	213,369	56,807	2,113,001	1,343,977	507,625	699,471	144,119	P 9,332
	2	214,082	56,918	2,117,158	1,346,816	505,998	696,977	143,549	P 9,433
	3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	P 506,053	687,292	P 143,049	P 9,793
	4	215,230	53,618	P 2,112,075	P 1,349,473	P 483,447	684,532	P 141,758	P 9,571
	5	215,044	53,804	P 2,096,487	P 1,324,947	P 477,043	P 676,280	P 140,452	P 9,832
	6	P 214,855	53,382	P 2,105,441	P 1,327,848	P 477,016	P 675,147	P 139,963	P 9,343
前年同月比増減率	**1997. 3**	**5.1**	**△35.4**	**△1.2**	**0.5**	**0.3**	**0.4**	**△7.5**	**△4.1**
	1998. 3	**4.4**	**3.9**	**△0.8**	**1.5**	**△1.4**	**0.3**	**△2.6**	**△6.9**
	1999. 3	**3.0**	**△2.4**	**△1.4**	**0.1**	**0.4**	**1.1**	**△8.3**	**△2.3**
	1999. 6	2.0	△4.0	△3.6	△0.8	△0.0	0.9	△7.7	P △3.2
	7	1.8	△3.7	△3.6	△0.5	0.3	1.3	△7.5	P △1.8
	8	1.7	△4.1	△4.4	△1.1	△0.3	0.7	△8.9	P △1.7
	9	1.5	△6.8	△2.6	△1.9	△1.0	0.5	△8.9	P △1.3
	10	1.6	△6.1	△4.8	△2.1	△0.6	△0.3	△9.1	P △1.8
	11	1.6	△6.2	△2.9	△2.3	△4.2	△1.4	△9.6	P △4.8
	12	1.4	△6.0	△3.0	△2.6	△5.0	△2.4	△9.7	P 0.5
	2000. 1	1.3	△6.1	△4.1	△3.4	△5.6	△3.1	△9.5	P 1.1
	2	1.0	△5.9	△3.7	△3.1	△5.7	△3.3	△9.1	P 1.6
	3	0.5	△9.2	1.7	△3.0	P △4.0	△3.5	P △7.2	P 0.2
	4	0.6	△9.1	P 0.2	P △1.1	P △7.1	△3.1	P △7.3	P △2.0
	5	1.1	△8.7	P △0.4	P △1.0	P △7.4	P △3.6	P △6.1	P △2.2
	6	P 1.1	△8.2	P △0.2	P △0.5	P △7.2	P △3.6	P △5.6	P △2.7
発表機関		農林中金推進部		全国銀行協会金融調査部			全信連総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．表9（注）1，2，3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。
2．貸出金には金融機関貸付金，コールローンを含まない。ただし，信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また，都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。